

決算審査特別委員会

9月13日（火）午前9時3

0分開議

議題1 「議案第38号 平成22年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の

審査について

2 「議案第39号 平成22年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

について」の審査について

3 「議案第40号 平成22年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につ

いて」の審査について

4 「議案第41号 平成22年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認

定について」の審査について

5 「議案第42号 平成22年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ

いて」の審査について

6 「議案第43号 平成22年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついて」の審査について

7 「議案第44号 平成22年度嵐山町水道事業決算認定について」の審査につ

いて

○出席委員（11名）

1番 畠山美幸委員

2番 青柳賢治委員

3番 金丸友章委員

4番 長島邦夫委員

5番 吉場道雄委員

6番 柳勝次委員

7番 川口浩史委員

8番 清水正之委員

9番 松本美子委員

10番 渋谷登美子委員

11番 河井勝久委員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

藤野幹男議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	杉田豊
書記	岡野富春

○説明のための出席者

岩澤勝町長	
高橋兼次副町長	
井上裕美総務課長	
中嶋秀雄地域支援課長	
中西敏雄税務課長	
太田淑江税務課課税担当主席主査	
新井益男町民課長	
山下次男町民課保険・年金担当副課長	
岩澤浩子健康いきいき課長	
青木務長寿生きがい課長	
戸野倉弘美長寿生きがい課長寿生きがい担当副課	
長	
近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長	
大塚晃文化スポーツ課長	
簾藤賢治環境農政課長	

農業委員会事務局長兼務

木	村	一	夫	企業支援課長
田	邊	淑	宏	まちづくり整備課長
大	澤	雄	二	上下水道課長
奥	平	清	人	上下水道課管理担当副課長
深	澤	清	之	上下水道課施設担当副課長
山	下	隆	志	上下水道課下水道担当副課長
田	幡	幸	信	会計管理者兼会計課長
加	藤	信	幸	教育長
内	田		勝	教育委員会子ども課長
松	本	武	久	代表監査委員

◎開議の宣告

○河井勝久委員長 皆さん、おはようございます。ただいま出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、決算審査特別委員会の会議を開きます。

(午前9時29分)

◎諸般の報告

○河井勝久委員長 ここで報告をいたします。

本日は、委員会次第はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、出席要求に基づく説明員中、安藤監査委員につきましては、お身内の不幸がございましたので、本日欠席されております。ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○河井勝久委員長 議案第38号 平成22年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に、全課局に関する質疑が終了いたしております。

本日は、歳入歳出を含め、総括的な質疑をお受けいたします。

総括質疑者につきましては、前もって届け出をいただいておりますが、3名であります。

初めに、第13番委員、渋谷登美子委員、次に第6番目、柳勝次委員、次に第8番目、清水正之委員の順で行います。

それでは、渋谷委員からどうぞ。

○渋谷登美子委員 それでは、まず全部で5点ほどあるのですが、まちづくり交付金事業の進捗なののですが、中央部まちづくり交付金事業と北部まちづくり交付金事業の進捗、そしてこれは最終的には住民の事業評価を行わなくてはいけないと思うのですが、まだ事業評価という段

階にもっていないのだと思うのですけれども、その準備について22年度どの程度行われたのか伺いたいと思います。

2番目です。補助金適正化委員会が1月の20日に行われています。その議事録等も読んでみたのですが、この補助金適正化委員会の結論というのが、ここの中では出ていないのですけれども、議論されているものが反映されていかない理由というのを伺いたいと思います。

3番目の問題です。監査制度の問題なのですが、平成22年度、23年度地方自治法242条に基づく監査請求が行われたわけですけれども、監査委員兩名とも監査事項に係る役職についていたので、兩名とも除斥となって、結果として住民の住民監査請求権を否定した形になっています。除斥されるのは地方自治法に書いてあるもので、それは仕方がないものですが、これは余りない、どちらかという前代未聞の事態になっているということは嵐山町では、そのような事態になっていると思いました。そのような結果になったことに対しての代表監査委員と町長の見解を伺いたいと思います。

次に4番目です。町の公共施設の利用状況です。無料のところは吉田集会所、パトロールセンター、図書館の集会室、そして視聴覚室とあります。そのほかにもあるのかもしれない。ちょっと見たところそんな感じだったのですけれども。

有料のところは、なごみ、やすらぎ、22年度でしたら公民館、アイプラザ、蝶の里管理センター、花見台工業団地管理センター、農構センター、現在

の北部交流センターになっていますが、それぞれの利用状況について伺いたいと思います。

次に、5番目です。私もこれは大変問題が多いなと思っているのですが、部
落解放同盟の補助金の使途について、平成 21 年度分、町は聞き取り調査を行うということでしたが、平成 22 年度においても補助金、23 年度においても同額の補助金を支出されています。この団体は 95%以上が町の補助金で運営されています。

この聞き取り調査の結果なのですけれども、見てみますと、食費、活動費、会議費という日当、それから監査代というのがあったり、新年旗開き、県連郡協等連絡費というのも、これも日当にかかわると思うのです。そして、一番ちょっと問題かなと思って見ましたのが、比企郡協議会総会からの土産代というのがあるのです。そこの総会に参加された方にお土産を持っていく必然性があったのかというふうに伺いましたら、その比企郡協議会の総会に土産を持ってくるということはないというふうなことで、そうしますと、その土産代というのは、各個人か組合員、会員への土産代になってきて、このようなものが支出できる法的根拠がどこにあるのか。そのような経費を嵐山町が認めて、そしてそれも同じ金額を 22 年度、23 年度支出、23 年度についてはこの決算ではないのですけれども、22 年度について支出する、できる法的根拠がどこにあるのか。他団体と比べて、この団体に関しての補助金のあり方というのが特別的な感覚で支払われていて、聞き取り調査をした結

果としても、これが余りにもずさんなやり方であるというふうにはしか思えません。

それで、通常NPO団体に関しても、人件費とか日当とかいう助成金が出されるのは特別な場合で、よほどのことがない限り、人件費というものは出されません。そして、それもある程度しっかり要綱ができていて出すという形になっていますけれども、他団体の民間団体が出す人件費や日当、そして何かわからないものに対してまで、嵐山町が補助金を使途する、その法的根拠を伺いたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 それでは、答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 まず、私のほうから、まちづくり交付金の関係についてお答え申し上げたいと思います。

まず、中央地区でございますけれども、現在の進捗率、22年度末の進捗率でございますけれども、51.6%、事業費で見ていきますと、計画の事業費が25億4,950万円、そしてできておりますのが13億1,468万円ほどございまして、51.6%となっております。なお、全体は16事業ございまして、22年度までに終了している事業が8事業でございます。

それと北部でございますけれども、全体の進捗率が50.7%、計画の事業費が11億100万円に対しまして5億5,839万円ということで50.7%に

なっています。北部につきましても16事業ございまして、完成しておりますのが8事業でございます。

なお、中央地区につきましては、23年度が最終年度となっておりますけれども、現在の進捗状況、今年度かなり工事が進みますので、若干繰り越しの事業が1年間繰り越しが認められるということでございますので、3事業ほどが24年度に繰り越しがされるのだなというふうに思っています。

北部につきましては、24年度が最終年度でございますけれども、こちらのほうは比較的順調に進んでおりまして、何とか最終年度までには決まりがつくのだなというふうに思っています。

今評価の話がございましたけれども、これ一つの評価基準というのが決まっています、嵐山中央地区についてはこういう形で評価をするというのが、既に国のほうに示されております。それで、中央地区は今年度が最終年度ということですが、先ほど申し上げましたように、3事業ほどは来年度に繰り越しをされるだろうということで、今県のほうが指導がございまして、簡易的な評価をなさいと、とりあえず、ということで今その準備をしております。

町民のある一定の方に、これ無作為で多分抽出するのだと思いますけれども、簡易的なアンケートをとるということです。最終的には中央地区の事業が終わったら、改めてまたそこで調査をするということでございます。したがって、その辺については今準備を進めておりますので、そんなに先になら

ずに簡易的な評価、中央地区についての評価はまずしていこうということでございます。北部については終わってからになるかなというふうに思っています。

2番目の補助金の適正化委員会の関係でございますけれども、これは議員からも定例会のときにいろいろご質問受けておりまして、私も町民の代表の方の委員会から提言されたことについて、なかなか進んでいないということで、それは補助金の適正化委員会の長として大変申しわけなく思っているというふうにお答えをしているかなと思っております。

先ほど本年の1月の委員会で、その辺につきましてもいろいろ審議をいたしまして、多分本年の2月中ぐらいだったと思っておりますけれども、それぞれの担当課を通じて、各団体に通知を出しました。いわゆる委員会のほうから、こういうことについて提言を受けていますと。したがって、町もこの方針に基づいて、できるものから順次取り組んでいこうというふうなことでお知らせをいたしました。

その会議録にもあるのですけれども、23年度のしかるべき時期に方針を出して、平成24年度に新たに取り組んでいくというふうに考えておりますので、来年度の予算編成の時期というのが年末を迎えるころ来るわけでございますけれども、それまでには一度委員会を開いて、とりあえずこれとこれは24年度から実施していこうとか、そして1年ではちょっと無理かなと思っておりますので、複数年かけて最終的にはどういうふうに決まりをつけてい

ったらいいのだろうということは具体的に考えていこうというふうに思っています。

これは、前お答えをしたかと思えますけれども、まず補助団体によっては、委託の事業のほうに適するのではないかとか、あるいはこういう事業をやるから、こういう事業に対しての補助を出したらどうかだとか、そういう中身だとか、そういうものを含めて、近々一定の方向を出していきたいなというふうに考えております。

したがって、なぜそれが反映できないかという理由でございますけれども、それは我々の事務的手続、前にも申し上げましたけれども、かなり厳しい提言もありますので、それがすべてぱっぱっといくわけにはなかなかいかないだろうということでおくれているということでございます。そうはいつでも、貴重な提言を受けておりますので、今年度まず一定の方向を出していきたいなというふうに思っています。

それと、各施設の利用状況についてのお尋ねでございますけれども、それぞれの施設の利用状況のお尋ねということでございますので、担当課長が来ておりますので、先ほどいろいろ出されておりますけれども、必要があれば、それはお答えをさせていただきたいなと思っております。

先ほどちょっと幾つか、3つの施設で、無料の施設が使いづらいというようなお話もございましたけれども、それは条例に基づいて目的というものがあって、それに対して貸し付けをしているということで、先ほどの3つの施設

というのは基本的には、いわゆる貸し館的なものではないというふうなことになっているかなと思っています。ただ、そうはいつでも町の施設でございますので、使い勝手が悪いところがあれば、どういふふうに改善をしていったらいいかというのは、やはり考えていければいいのかなというふうに思っています。

いずれにしても、貴重な町の施設でございますので、できるだけ町民の方にどうやったら利用してもらえるのか。先ほど申し上げましたように、条例に基づいて設置しているものについては、その目的もでございますので、なかなか皆さん方どうぞというふうなものができる施設とできない施設があるのかなというふうに思っています。したがって、それぞれの施設の利用状況ということがわかりましたら、後ほど担当課長のほうから、それぞれでお答えをさせていただきたいと思えます。

それと、5番目の問題については、議員ご案内のとおり、現在係争中でございますので、答弁については控えさせていただきたいと思えます。

以上です。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 5番目って言った。ごめん、もう一個あるのです。

○高橋兼次副町長 私のほうからは以上です。

○河井勝久委員長 松本代表監査委員。

○松本武久代表監査委員 お答えを申し上げます。

ただいまのご質問の中に、嵐山町職員措置請求、いわゆる監査請求の件でございますけれども、その中の嵐山町土地改良団体連絡協議会の請求につきましては、たまたま両監査委員とも当該団体の役員をしているということから、除斥をせざるを得なかったという結果でございます。このことにつきましては、大変不幸なことだというふうには認識しております。

ただ、私は代表監査委員を拝命したときに、当該団体の監事を引き受けるに当たって県のご指導をいただいたわけでございますけれども、事務局を通してご指導いただいたわけですが、そのときに、そこまでの制度を求めるものではないと、こういうふうなご指導がありましたので、当該団体の監事を引き受けたわけでございます。監事でございますので、当然執行権はございませんけれども、発言に対する影響力というものはかなりあるのではないかと、このような考えのもとに今回の除斥の対象にさせていただいたと、こういうことでございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 同じように3番目の監査請求の件についてお答えさせていただきます。

委員さんのほうからも、まれな状況が起きているというような状況でございましたけれども、こういう状況が起きるといことは想定をしておりませんときに、適材適所ということで、すべてそうですけれども、町内の多くの役職の

皆さん方にそういった形でお願いをしてきたわけでございます、今回のこの監査の松本監査についても同じような場所で大変適材適所をしっかりとやっていただける方だということで確信を持ってお願いをして、現状をしっかりとやっていただいているという状況でございます。ですので、偶然こういう状況になってしまったということでございます。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 まず、1番目の問題なのですが、これはまちづくり交付金事業の進捗なのですが、これ大体よいのかな、ある程度いつているのかなと思うのですが、中央区まちづくり事業のほうで一番問題として残っているのは何なのか、課題として残っているのは何なのか。それと、北部地区で課題として残って、北部の場合は難しい部分があったのかどうか、進捗していくに当たってないのかなというふうに思うのですが、中央部に関しては課題があったのかなと、そのために24年度に繰り越しになったのかなと思うのですが、3事業繰り越しになったわけですが、その点について伺いたいと思います。

それと、簡易なアンケートを行うというのは住民で無差別という形で、全町民に対してなのか、それから中央区全体、中央区に対してのものなのか伺いたいと思う。中央区といいますが、住民の方は皆さん使われるところなので、北部に関してもそうですけれども、そういったことのアンケートの対象となるのはどういう人材になるのか伺いたいと思います。

2番目ですけれども、補助金適正化委員会での議論がされない理由については、いろいろお話がありました。ですけれども、この領収証の添付というものも今回はなされていないのかどうか。そして、事務手続上、厳しい提言があったということなのですが、嵐山町の財政状況を見ますと非常に厳しい状況になっているのですけれども、ここの問題が話し合われていない、そして特に補助金適正化委員会については、団体補助金のことなのですけれども、具体的な内容についてまで入っていないのですけれども、ふるさとづくり協議会ですか、これに関しては、今回は予算減額したと思うのです。社協とか、そういったものに関しては、それぞれの問題があって、シルバーとかもあると思うのですけれども。指定事業的な部分、かなり法令でしっかり定まっている補助金というのと、町が適当、適当って、町長の権利でやっているというのですか、裁量で行っている補助金と2つあると思うのです。その差というのをどのように考えていたのか。

特に問題だなと思いますのが、私は部落解放同盟の埼玉県連合会嵐山支部に関しては、ここで全く問題とされていないこと、内容自体を考えられていないですよね。そして、ほかの部分に関しては、決算書等も上げられていて、ある程度のものがされているのだけれども、この問題に関してはされていないこと、そして嵐土連に関しても、一応は出てきているけれども、毎年毎年、繰越金額が多いけれどもというふうな形でやっていて、来年度、次年度になると、それが繰越金がなくなってくるという状況がありますよね。そういつ

た状況になるまで、こういったものを許しておくということ自体が問題なのか
なと思っているので、そうすると、ここのところで団体自体の合理化とか見直
しということができない。

特に次のことに、3番目の問題にかかわっていきますけれども、監査制
度の問題にかかわっていきますけれども、監査委員自体がそれほど大きな
問題として考えていないから、補助金団体の代表として監査になってくると
いうか、自分たちの団体のそれぞれの10団体あるわけですがけれども、そ
この団体のそれぞれの、4つしか見ませんでしたけれども、これはかなり合理
化ができるなというふうな形のことを私自身は感じているのですけれども、
そういった指導もなされないというふうな形で補助金団体のことが、補助金
適正化委員会でその部分が話し合われたい理由というのは一体何なの
か、伺いたいと思います。

ですから、このことに関しては、領収証の添付はどうしているのか、そし
て厳しい提言であるといいながらも、嵐山町の財政状況を勘案すると、果た
してこの団体補助金のあり方が厳しい提言の中で行うというふうな形に、事
務手続というふうになってくるのか、そこら辺の問題点を補助金団体適正化
委員会が把握していないのではなかったかというふうに思われること。そし
て、特に部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部については、全くその内容自
体も精査してなく、ほかの団体は一部決算書も出されていますけれども、
その点については全く問題とされていないことの点について、なぜだったの

か伺いたいと思います。

それから、町の公共施設の利用状況ですけれども、なごみややすらぎ、公民館についても、アイプラザについてもわかると思うのですけれども、吉田集会所の利用状況、図書館、パトロールセンターも全くなかったと思うのですけれども、図書館の集会室や視聴覚室についての利用状況については伺いたいと思います。それぞれ有料の施設は利用状況が決算書の説明書の中に出てくるので、わかるのです。どんな状況になっているか。だけれども、無料のところは全くわからないので、その点について伺いたいと思います。

それから、部落解放同盟埼玉県連合会のことについては、裁判中であるので、係争中であるから答えられないというのでは決算審査の意味がない。なぜ私は議員になっているのか。ここのところが問題で、決算でも議会でも、その問題が解決できないから、裁判の係争になったわけですね。そして、さらにその部分を、係争中であるから答えないというのであれば、決算審査自体が意味のないものになっていきますので、特にいろいろな問題をもつとこれ話を出されないのなら、私のほうで内容のほうを言っていきます。

嵐山町の女性教育会館で行われた集会にも、交通費 3,000 円が支払われていたり、こういうふうな事態があるわけです。そして、嵐山町の集会や何かが行われていても、その集会に土産代が持っていくという土産ではなくて、各個人に対しての土産代が払われていたり、それから部落解放同盟埼

玉県連合会というのは、1件当たり5,000円の会費を取ることになっています。会費自身はここでは3万5,000円となっているけれども、具体的な聞き取り調査の会費は、負担金というのは、部落解放同盟に対しての負担金は3万円でした。ですから、事実上は、6件しか会員がないということになるのだけれども、そういった調査もなされていない。そういったことに対して、この決算の審議の中で、係争中であるから、これについては答えないということとは、議会として、議員として、これは議員として決算をやっているわけですから、議員に対しての審議権を拒否することになりますので、しっかり答えたいと思います。

特に法的根拠がなければ、嵐山町は支出できないわけですから、1日3,000円、嵐山町に出かけるのに対して3,000円支出できたり、監査をするのに監査費用として嵐山町の費用から1万円出したり、1日7,000円の日当というのを嵐山町から何件も出すことができたり、新聞代や、それから何かわからないものに関して、支出ができるという法的根拠について、決算なので、しっかり答えてください。

○河井勝久委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答え申し上げたいと思います。

まず、まちづくり交付金の関係でございますけれども、中央部についての課題ということで、これは、やはりいわゆる一定の路線を計画をして、その地権者の考え方と申しますか、町とすればこういう形をつくってこういう

ふうに計画を立てて提供しているわけですが、実際にそこにお住まいの方の考え方がいろいろあって、特に東西線についてですが、いろいろ難しい問題があって今まで進んできていなかったというふうなことでございます。したがって、今年度、最終年度でございますので、東西線についても、どういう形で町が決まりをつけるのかという結論を近々出していかなければいけないのかなというふうに思っています。ほかの2路線の繰り越し、1つは区画整理の事業でございますので、これもまちづくり交付金が導入されて、それなりに順調に進んできております。したがって、ただ若干やはり来年度、一部繰り越しの事業がなされるだろうというふうなことでございます。

もう一つは、小さな道でございますけれども、これも今年調査が始まったところでございますので、工事までにはちょっと無理なのかなということで、先ほど申しあげました3路線については繰り越しなされるだろうと。

課題ということでございますけれども、当面、今東西線についてどういう形で収束をするのか。今の感じですと、最初計画された路線でのパーフェクトな完成はなかなか難しいかなということで、当面できるところだけは決まりをつけようと。残されたところについては、将来町が責任を持って、どういう形にしる決まりをつけていこうというふうな形で考えていこうかなと思っています。

アンケートの具体的なお尋ねでございますけれども、これも今、先ほど申

し上げました今準備をしているということでございますので、とりあえず簡易的なアンケートをとって簡易評価をします。したがって、来年度終わった段階において、できるだけ早い時期に最終的な評価をするというふうなことでなっておりますので、今余り具体的な中身までは申し上げられません。

それと、団体補助金の領収証の関係でございますけれども、これも先ほど2月中ぐらいに各団体に、こういう形で提言をされておりますしという中で、領収証のことも書かせていただきました。領収証すべて添付をして実績というまではいかないけれども、お尋ねされたときには、それがスムーズに出せるような書類の整理をきちっとしておいていただきたいと、そんなふうをお願いしておりますので、その辺についてはそれぞれの団体がその通知文書を見て、しかるべき考え方を持っていただいたのだなというふうに思っています。

それと、社協だとかシルバーだとか、そういう団体とそのほかの一般的な団体、確かにございまして、これも補助金の適正化委員会の中で、この団体については特別団体扱いというのですか、商工会等がございましてけれども、そこがそれなりのルールというのがありますから、それに基づいて補助金を実施しているという形なのだと思います。そのほかの各団体については、町長の裁量というのがございましたけれども、それが過去嵐山町、いろんな形で補助団体ございまして、それに対して補助をしてきているというふうなことでございます。したがって、先ほど申し上げましたように、委員会

の提言を受けて、これをどう決まりをつけていくかというものを今年中ぐらいに一定の方向を出して進んでいきたいなというふうに思っています。

具体的に部落解放同盟と嵐土連のお話ございましたけれども、これにつきましては、先ほどお話し申し上げましたように、現在係争中でございますので、その辺については答弁を控えさせていただきたいというふうに思います。

それと、施設の利用状況の吉田集会所、そしてパトロールセンター、図書館については、とりあえず大塚課長のほうから吉田の集会所、図書館についてお答えをさせていただいて、パトロールセンターについては中嶋課長のほうからお願いをしたいと思います。

それと、5番目の問題、先ほどいろいろとお話ございましたけれども、私がお答え申し上げましたように現在係争中でございますので、これについてはお答えを控えさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○河井勝久委員長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 私のほうからは、平成 22 年度吉田集会所の利用状況、それから図書館の利用状況についてお答えさせていただきます。

初めに、吉田集会所の 22 年度の利用状況なのですが、67 回利用されまして、利用した方の人数が 741 人でございます。それから、平成

22年度の図書館の利用状況ですけれども、多目的室には62回で920人、会議室が60回で535人、視聴覚室が8回で217人でございます。

以上です。

○河井勝久委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 私のほうからは中央パトロールセンターの使用状況についてお答えをさせていただきます。

22年度の使用状況でございますが、まず下校の見守りという形で138回、それからナイトパトロールで10回、そのほかに自治会の会議等で13回利用をさせていただいております。

以上でございます。

○渋谷登美子委員 あと、監査委員についてどうなのというふうに言っているのだけれども。そういうふうなやり方はしないのかな。もう答えないということ。

○河井勝久委員長 もう一度、ではちょっと言ってください。答弁を求めているわけですか。

○渋谷登美子委員 答弁求めています。では、いいです。もう1回答弁求めます。

監査委員に関して言いますと、監査委員は、それと県のほうでは、でははっきり言いますけれども、県のほうでは補助金団体、団体補助金に関しては監査はしなくてもいいというふうな感覚で監査委員を選択してもいいという

ことなのか。監査委員自身は、自分たちの団体については監査をする必要はないというふうに考えていらっしゃるのか伺いたと思います。これ2回目です。

○河井勝久委員長 松本監査委員。

○松本武久代表監査委員 お答えいたします。

当該団体、要するに私が関係している団体について、監査をしなくていいというわけではございませんけれども、当然内容の監査も監事ですから、やっておりますけれども、会計監査そのもの、会計といいますか、当該団体の監事でございますので、その決算の内容については監査をいたしますけれども、今回は係争中でもありますので、審査をしておりませんから監査はできないと、このように考えております。

また、私とその団体に加盟していない場合については、当然監査をしなければいけない。今回たまたまそういうふうな事例が出てしまったので、監査ができなかったということでございます。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 2番目のほうから言っていきますけれども.....

〔「マイクがついていない」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員 すみません。ついてない。オーケーですね。ついてない。

補助金適正、だめなのかな.....

〔「ついでいます」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員 ついでいる。補助金適正化委員会では、領収証は添付するというふうにはなっていないのですね、まだ。23年度についても、ずっとそれは難しい問題ではなく、補助金を添付するとか補助金を取っておくということは当たり前のことなのですけれども、普通の団体補助金とか、お金をもらっている団体というのは、最低でも5年間は補助金は添付、残しておくというか、当たり前のことだと思うのですけれども、そういったことが嵐山町で行われていなくて、そして補助金適正化委員会でも、補助金のチェックというのは一切内容についてはチェックはしない。補助金適正委員会というのは、内容についてはチェックはしないものであるというふうに認識してよいということですね。ずっと19年度ですか、それからの、もっと前からかも覚えていないのですけれども、適正化委員会の議事録を見ていると、内容については一切チェックはしていないという状況ですよ。そういうふうな形で補助金適正化委員会が行われているのか。補助金適正化委員会は何のために開催して、何のために次の予算に反映することを行っているのか、その目的と、そして、むしろ何て言ったらいいのですか、副町長が会長になりますから、そのような適正化委員会を開催する自分たちの評価というのをどういうふうに考えているのか、内容です。内容評価は、どのようにお考えになっているのか伺いたしたいと思います。

次ですけれども、もう一回言いますけれども、町の監査委員会にお伺い

します。22年度については係争中ではないですよ。係争されていないのに監査しなかったのですよね。それは、どういう意味なのですか。係争中だったから監査しなかったというふうにおっしゃいました。ですけれども、22年度は係争していなかった。その理由について伺いたいと思います。

私は当然、監事であるから、監査は行われるもの、1人だけが代表であるので、監事の人には監査はするだろうというふうな感覚でございました。ですから、1人だけの除斥であろうと思っていましたけれども、2人とも除斥になるということは恐らく余り監査請求の中でもあり得ない事態なので、前代未聞だというふうに言っているわけで、そういった状況になるということを嵐山町の町長も、そういったことが起こり得るということをやっぱり予測しておかなくてはいけないわけです。予測していなかったのということで、適材適所の方でということでしたけれども、事実はそうなってしまったのですから、そのことについての見解というのを伺いたいと思います。議会のほうにも問題があったわけですが、そのことについてのどのようにお考えになるのか見解を伺いたいと思います。

それと、無料の吉田集会所、パトロールセンター、図書館の集会室ですが、無料の吉田集会所、これはすべてふれあい講座のカウントですよ。ふれあい講座ではない、ふれあい講座、ふれあい教室ではない、ふれあい塾ではない形で、どのような形で住民の方が利用されているのか。昨年もお話したのですけれども、昨年も全くカウントがされていなかったの

で、今回は改善されたのかどうかを伺うという意味もありました。その点はどうなっているのか伺いたと思います。全くチェックされなかったのか。

そして、私は前回のとき、住民の方にこのような形で依頼するというのはどのようなことになるかわからないし、火事や何かが一発起きたことが、他の団体の、横浜のほうであったのですけれども、それでPTSDで、ある事務員の職員の方がとても大変な思いをしたことがあったので、このような形では、住民の人がかぎを預かるという形ではなく、別の公的なものでやっていくべきではないかというふうにお話ししたのですけれども、それについても改善がなかったということなのですが、そのことを問題にしているのであります、吉田集会所については。

パトロールセンターについては、自治会議が、自治会の会議が13回あったという形で、あとは民間の方は使われなかったということですね。図書館についても、これではどの程度住民団体が利用されたのかわからないので、その把握を知りたいと思って伺っているので、その点について伺いたと思います。

次の部落解放同盟補助金使途について、現在裁判中であるので、係争中であるので、答弁ができないということです。では、もっと、なぜ係争中であつたら議会の決算審議の内容でそれが答弁できないという形になっていくのか、その理由を伺いたと思います。そして、もっと言いますと、いろいろ

な問題が出てきているわけです。それを答弁したくないからという形で答弁しないというのであれば、私のほうで勝手に、どのような状況であるのかというのを話していかななくてはいけないことになってくるのですが。例えば食事代なんていうのがあるのですけれども、これは食事代なんて普通、比企郡市協議会総会にいて、4,200円足す4,800円の食事代が9,000円、新聞の購読料が4万2,500円、比企郡市協議会8月12日、比企郡市町村交渉で食事代が3,086円、狭山中央集会で食事代が5,600円、県運営委員会及び執行部役員打ち合わせ会議で食事代が5,000円、比企郡市新年旗開きで食事代が8,490円、比企郡市、もう一つ、これはお土産代ですけれども、そういうふうな形で3万円の予算が10万6,850円、これ全部読み上げていきますから。それから旅費、埼玉県委員会3,000円、狭山中央集會3,000円、狭山中央集會3,000円、比企郡市協議会會議3,000円、これは東松山です、行き先が。そして、第2回埼玉委員会、これは熊谷です。これが3,000円、比企地区学習會3,000円、これも東松山です。比企郡市人権教育研修集會3,000円、これは嵐山町です。比企郡市サマーキャンプ3,000円、これがときがわ町です。比企郡市市町村交渉、これは滑川町です、これが3,000円。

○河井勝久委員長 渋谷さん、そのくだりのところは、何とかで出てはいないですか。

○渋谷登美子委員 全部で、これ全部言わないと、一つ一つ言わないとわ

からないでしょう。皆さん、だから答えないのだから。答えない理由というのは.....

○河井勝久委員長 今係争中だから、その部分についても答えられない部分がありますよという形の答弁だったと思うのです。

○渋谷登美子委員 ちょっと待ってください、議会審議なのです。議会の決算審議で、その内容が補助金適正化委員会でも話されていなくて、そして監査委員会でもそれを通して行って、こういった内容が嵐山町で議会の予算の中でこういった執行が行われていて、そこがどこもチェックしていかない。だから、係争しているにもかかわらず、それについて答えない。そういったことが議員として、議会でやっていることに関して、そういうことがあり得るわけではないのです。ですから、全部言います。

これは、こういった形のことをやっていかないと、嵐山町の議会自体が、もう本当に形骸化してしまいます。こんなひどい話はないわけで、いいですか、比企郡市人権フォーラム知事要請行動、これは浦和、3,000円、比企郡市協議会支部長会議、これが3,000円、比企郡市市町村交渉3,000円、これも滑川町です。第2回埼玉研究集会、これは熊谷です、車で行っていらっしゃるから3,000円です。そして、県委員会及び支部長委員会が3,000円、そういった形になっています。

○河井勝久委員長 それは渋谷さん、すべて22年度のあれですか。

○渋谷登美子委員 これが、いいですか、21年度のものを22年度に支出

しているわけですよ。22年度については聞き取り調査をしているのかどうか、それもわかっていないのです。それを聞き取り調査もせずに22年度、23年度、こういった21年度の問題を控えておきながら平然と支出できる嵐山町の予算の執行状態があって、そのことを問題にしているのです、どうしてこういった内容について、こういったものが法的根拠があるのか、どこにその法的根拠があるのか伺うと言っているのです、そのことについては答えてほしいと思うのです。

そして、もし裁判で係争中であるならば、それが答えられないという理由があるのだとしたら、その理由というのは何なのか。地方自治法の222条ですか。ちょっと今条項は覚えていませんけれども、これについては補助金団体の用途については、嵐山町の町長がこれについてしっかり調査して、そして場合によっては返還することができるというものが定められています。ですけれども、それもせず、22年度の予算を支出して執行させてしまったわけです。そういった問題についてのあり方が、非常に嵐山町の行政を見ながら、議会もチェックできず、監査もチェックできず、補助金適正化委員会もチェックできず、今の状況をどういうふうに考えているのか、そういったことの問題を聞いているのであって、これで係争中であるから、この法的根拠について答えができないというのであれば、それは法的根拠がないというふうに判断せざるを得ないのですけれども、法的根拠があるのだとしたら、その法的根拠をしっかりと示してくるよう、係争中だから言えないというのは、法的

根拠がないからということですね。法的根拠があれば、支出したって正々堂々と答えられるではないですか。係争中であつたって堂々と答えられる。だけれども、それが無いのですよね。ですから、なぜ答えられないのか、法的根拠は何なのか。すべて話しますよ、そうではないと。平成 22 年度について、この状況で予算を支出しているのですから、その支出したものを、そして今度 23 年度の適正化委員会でやっていないということなのです。

○河井勝久委員長 ちょっと待ってください。法的根拠については、裁判の中で出てくるのだらうと思います。

○渋谷登美子委員 出てきていないのです。

○河井勝久委員長 出てきているかきていないかは、これからの問題で.....

○渋谷登美子委員 違います。

○河井勝久委員長 あるので、あくまでも決算ですから。

○渋谷登美子委員 決算だから、法的根拠がないものは支出できないのです。だから、教えてくださいって言っているわけ。いいですか、予算の支出というのは、二百四十何条でしたか、243 条か、ちょっと覚えてないのですけれども、法的根拠のないものは支出できないのです。だから、法的根拠はどこにあるのか聞いている。それは、決算責任の中で一番大切なこと。それを決算特別委員会の委員長がそのことをわかってないと困ります。教えてください。

○河井勝久委員長 答弁求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、補助金適正化委員会の関係でお答えをまず申し上げたいと思います。

それぞれの団体が領収証のお話がありましたけれども、先ほど申し上げましたように、2月に各団体に通知を出したときに、そのことについてもお知らせをしたというふうなことでございますけれども、実績報告書には事業実施に関連する領収証の添付までは求めておりませんが、今後必要において提出いたす場合もございますので、補助金の透明の観点からも適切に保管していただきますよう重ねてお願いを申し上げますという文書を出させていただきました。

それは、どういうことかと申しますと、当然それぞれの団体が監査機関権を持っておりますから、その団体が監査するときには、今委員おっしゃるように、これは領収証はこうですよという形の監査をしていただいているのかなと基本的に思っています。したがって、町が実績報告を出すときに、こういうことについてどうだ、これについては領収証も確認すべきだというものが出てくるとすれば、それはその団体をお願いをして、そういうものの提出というのも考えられるのかなというふうに思っていますけれども、いずれにしても今申し上げましたように、それぞれの団体にそれぞれの監査をしていただいて、適正に運営をされているというふうに考えています。

それと、補助金適正化委員会の内容評価ということでございますけれども、

それは今まで私も委員長になってから、いろんな課題があるのだなというふうに思っていて、なかなか我々の委員会だけで云々とございまして、いわゆる町民の代表でいろいろ意見を伺おうという形で委員会の提言を受けたわけです。それを受けて、今後その提言をどうそれを取り組んでいくかというのは、今私どもに課された最大の課題でございまして、先ほど申し上げましたように、一定の方向を来年度の予算編成前に出して、単年度ではなかなか全部決まりがつかないなというふうに思っておりますけれども、数年かけてでも、できるだけ委員会の提言に沿った形で、この補助金の適正化というものを再度考えていきたいなというふうに考えております。

それと、各施設の課題については、今担当課長のほうからも再度答弁をさせていただきたいと思っております。

それと、最後の5番目のお話でございまして、先ほど申し上げましたように、ただいま係争中とございまして、今おっしゃられることについては、その係争の中で、町としてはこう考えているというものをいささせていただきますので、この辺についてはお答えができません。

以上です。

○河井勝久委員長 松本代表監査委員。

○松本武久代表監査委員 答弁前に、ちょっと誤りがございましたので、訂正をお願いしたいと思います。ただいまご指摘をいただきました私のほうの答弁で、裁判中というふうな言葉を申し上げましたけれども、この点につきま

しては、除斥の決定をしたので、審査をできなかったということにご訂正をいただければありがたいと思います。まことに申しわけなく陳謝を申し上げましておわびにしたいと思います。

以上でございます。

通常であれば、団体を問わず監査は実施をしております。とは申せ、何としても補助団体が多いので、毎年毎年幾つか抽出をしながら審査、監査というので審査をしておりますし、またできる限り決算書を監査委員に提出をいただいております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 私のほうから、吉田集会所の集会所学級内の利用状況について、それからかぎの管理についてということで、まずお答えさせていただきます。

吉田集会所の集会所学級の利用状況なのですけれども、先ほど合計で67回、741人というふうな形でお伝えしましたが、その中で集会所学級、町の人権教育推進協議会、吉田集会所運営委員会で4回、86人、地域の方が5回で135人、それから嵐山、滑川、小川の3町合同教職員の人権教育現地研修会1回開きまして22人でございます。それから、かぎの管理につきましては、地域の人が利用しやすいということで、引き続きかぎの管理のほうをお願いしてまいりました。

それから、図書館の利用状況の中の利用している主な団体なのですが、
れども、多目的室の2につきましては、オールボランティアクラブ、それから
社会福祉協議会、むさし台、会議室につきましてもオールボランティアクラ
ブ・カウンセリングを学ぶ会、朗読サークル風、朗読サークルまほろば、視
聴覚室につきましては、むさし台、朗読サークル風、カウンセリングを学ぶ
会等でございます。

以上です。

○河井勝久委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 パトロールセンターの利用の促進といいましょ
うか、考え方について再度答弁をさせていただきます。

まず、パトロールセンター利用につきましては、条例規則がございまして、
この条例の中では、使用できる方については防犯に関する活動を行うもの、
交通安全に関する活動を行うもの、そしてその他、公益的活動を行うもの
として町長が認めたものという定義になってございます。

実際使っていただいております団体活動としましては、先ほど 22 年度
13 件というふうに申し上げました。こちらについては、菅谷の各自治体の役
員会ですとか、自主防災会等でご利用いただいております。

なお、この公益的活動という中には、自治会ですとか、きのうもちょっとご
答弁させていただいた中にありましたが、老人会ですとか、そういった方た
ちにも会議等でぜひご利用いただければというふうに考えておりますので、

利用促進についてはまた今後も考えていきたいというふうに考えております。

○河井勝久委員長 以上で渋谷委員からの総括質疑は終了いたしました。

次に、柳議員。

〔「休憩はしないの」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 では、暫時休憩いたします。おおむね 10 分。

休 憩 午前10時23分

再 開 午前10時34分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、柳議員、どうぞ。

○柳 勝次委員 それでは、私のほうでは3点、私のほうから3点ばかり質問させていただきます。

まず第1点目ですけれども、昨年の予算の中で、予算以外の中で、町長は町長の施政方針の中で行政改革によって3,300万円効果を出していきたいというような、そういう内容があったのですけれども、その実績がどうなっているか、3,300万という数字が実際に出たのか、出てなかったのかお聞きしたいと思います。

2点目ですけれども、よく言われる21世紀は環境と福祉の時代だというようなことを言われているのですけれども、昨年22年度において、そういった環境に取り組んだ事業というものがあつたのかお伺いしたいと思います。

そして、3点目、町長がよく言っているこの地域経営、その方針に基づいて、特に地域経営となるとボランティア活動が非常に重要になってくるのかなというふうに考えるわけですが、そういったボランティア活動に対して昨年度どう取り組んでいったかお尋ねいたします。

以上です。

○河井勝久委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、柳委員さんの質問にお答えさせていただきます。

最初に、1番目ですけれども、行財政改革によって3,000万円の効果の実績というお話でございます。これは職員の適正化計画、人員の関係もずっと継続をして嵐山町では行っておりますし、国の方針でもそういう形が続いているわけですが、そのほかに給料関係のほうで、人件費のほうで、地域手当というものが嵐山町の場合には、平成21年度に比べ22年度は、給料、扶養手当、そしてそれらに5%ということで2,993万9,204円、これが減額になりました。そして、そのほかにも期末手当に関連して減額になっている部分もあるのですが、これらについて約2,993万9,200円ということで、3,000万円と、こういう額が減額になったと、こういう実績でございます。

続きまして、環境の時代ということで22年度においては環境にどんな取り組みを行ったかということでございます。嵐山町では、議会でもご審議をい

ただきましたけれども、新エネルギーの導入の促進ということで、また議会でもご審議をいただきました地球温暖化防止、これらの対策の推進をするために、住宅用太陽光発電システム、またヒートポンプ等の給湯器等高効率給湯器の設置、これらについて一定の補助を行うということで、議会の皆様方のご審議をいただいて、ご了解いただいて始めた額がございます。それらが、給湯器のほうが、合わせまして122件、総額で610万円の補助を行いました。

そのほか、身近な憩いの場として里地里山、これらの関連をすることを継続して嵐山町で行っているわけですが、公営用地として日本ヒューム管株式会社から社会資本整備交付金等を利用して購入をした、それらの購入をしたこと、そしてまた広野の金皿山の公園化を行ってきたこと、こういうこともやってまいりました。また広野の広野2区内の深谷沼の整備等も行ってまいりました。

そして、事業ではございませんけれども、嵐山町の姿勢といたしまして、これも議会の皆様方のご指導をいただきながら、嵐山町の環境基本条例の制定に向けまして、観光条例、観光保全条例第105条に基づく環境保全審議会の委員さん等を任命をさせていただいて、2回の審議会を行ってきたというようなこともございます。

そして、引き続いて行っていることですが、美化清掃等については、全町で毎回大勢の皆様に参加をしていただいて、そしてそのほかにも議員

の皆様にもご協力をいただき、職員と一体となったボランティア環境整備事業も行っております。

また、新しくなりました交流センター等にも、そういうようなソーラー発電等も考えて進めていく、これら今後においてもこういった事業を継続してやっていきたいということで、環境の時代に嵐山町で行える、そして特に嵐山町では環境を一番の中心とした事業展開をしていくということでございますので、それらについてもやっていきたい。

それと、生ごみの対策というのもございまして、生ごみの処理器の補助金、こういうようなもの、それからいろいろなNPOの法人おおむらさきへの補助とか、モウモウ少年団でございますとか、そういうようなところにも引き続きいて応援をしてきているところでございます。

続きまして、地域経済ということで、22年度に取り組んだボランティア事業のことでございます。一番大きなものというのが嵐山町では自主防災組織が立ち上がる。そして、それらを全町で動き出した。しかも、これが今回の大震災のときに早速機能をというか、動いていただいて、災害の確認等をやっていた。また防犯パトロール等も継続をして実施をしております。そして、また嵐山町の消防団後援会連合会、これが結成をできたということで、消防団事業にとりましては大変大きな事業というか、次への一歩になったのかなという感じがいたします。ご承知のように、消防団の2分団5部の皆様というのは、本当に同じように日夜努力を町のためにやっていただいているわ

けですけれども、それを後援する体制というのは、やっぱりバックにあるその戸数が全く違うわけですので、後援会の組織力というのは多少強弱がございます。それらが一つの連合会ができましたので、一体化できて、全体として応援体制が図られていくのではないかとということでございます。そういうような状況で進めてまいりました。

3点についてお答えさせていただきました。

○河井勝久委員長 柳議員。

○柳 勝次委員 1点目のほうから質問させていただきますけれども、2,993万、約3,000万円の行革を行ったということなのですが、たしか嵐山町、地域手当については、ほかの自治体に比べておくれていたかなというような気がしたのですが、それを実施できたということは職員の協力もあつたことだと思うのですが、やはりそういうことになると、特に最近では自治労でも大変協力的にはなっておりますけれども、自治労との交渉でいろんな困難な問題もあつたのかなと思うのですが、そういった自治労との交渉の関係についてお尋ねいたします。

それから、環境問題、我々議会でも温暖化防止条例をつくりましたけれども、これからはその中でもいろいろ議論されました、これから低炭素社会、そうしたことに実現に向けて、嵐山町としても給湯器あるいはソーラー電気等の補助金を出したという話、非常にいいかなと思います。また、環境もこれから重点的な町にしていきたいということもいいと思うのですが。

そうした中であって、深谷沼の親水公園のお話もありました。質問は、私も完成を見させてもらって、すばらしい公園になったなというふうに思ったのですけれども、一つに、非常にあそこの目玉商品ともいうべき、沼を渡って対岸に渡る橋ができました。ところが、なぜかあそこが通行止めになっていたのですけれども、今は解除になったのだからどうか分からないのですけれども、その辺について、なぜ通行止めにしたのか、そして今はどうなっているのかお尋ねいたします。

それから、地域経営のボランティアの関係ですけれども、自治防災組織の全町的な結成、あるいは消防団の後援会に取りつくようなお話もありました。そういう中で、2点ばかりお聞きしたいのですけれども、私も一般質問の中でも聞いたのですけれども、町長としての見解がお聞きできなかったというか、私もそこまで聞かなかったのですが、ボランティアコーディネーター、これを設置したということが非常に新しい試みとしてすばらしいのかなというふうには思ったのですけれども、一般質問の中でも言いましたけれども、いまいち役割というか、目的というのが見えないなということを行ったのですけれども、町長としてどういう考えのもとで.....

〔「22年度決算」と言う人あり〕

○柳 勝次委員 あれは22年か。

〔「23年度」と言う人あり〕

○柳 勝次委員 失礼しました。そうでしたね。

そして、ボランティア活動、特に地域経営ということに関しては非常に重要になってくるとは思うのですけれども、22年度は第4次総合振興計画の締めくくりとして非常に重要な年であったかなと思うのです。

3月議会でも議論になりましたけれども、第5次総合振興計画に向けてボランティア活動の基礎を築いていったのかなというふうに思います。そうした意味で、それが当時、総合振興計画のキャッチフレーズの「豊かな自然あふれる笑顔 心の通いあうまち らんざん」と、そういうふうにつながったのかなというふうに思いまして、ボランティア活動、これからもぜひ続けていていただきたい、これは質問ではありません。

以上です。

○河井勝久委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、1番目のほうについてお答えをさせていただきます。

組合の職員の皆さんと話し合いがというようなことですが、本当に職員の皆さんには私がお世話になって7年目に、7年たったわけなのですが、当初から大変厳しいお願いがずっと続いてまいりました。先ほども言いましたように、人材適正化計画という名もとの人員が減っていく状況下の中で、しかも仕事がどんどんふえていくようなこと、そして職員の給与の改定、人事院の勧告の内容というものが大幅に方向が変わってきて、年数が多いものについてはなかなか、なかなかというか、給料が上がらないようなシス

テムになってきてしまった。そういうことがある中で、今回の地域手当の問題も出てきたわけなのですが、職員の皆さんも本当に意識を高く、町民のためにやっけていただいている。しかも、今回のこういう状況に至った内容もしっかりご理解をいただいて、組合の皆さんとも了解をしていただいて、気持ちよくこの体制を受けていただいたということで、本当に感謝をしているところでございます。こういう状況の中で、今申しました効果も、結果的には効果という形で出ているわけですが、職員の皆様方のモチベーションを落とさないで、しっかり体制を、仕事に励んでいただいて、ありがたいことだというふうに思っております。

2番については、では。

○河井勝久委員長 簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 それでは、深谷沼親水公園につきまして、私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

ご案内のとおり、昨年から今年の繰り越しをさせていただきまして、6月で完成を見た公園でございます。完成の後、先ほど委員さんお話いただいた階段のところがあいていたのです。フェンスが階段におりられるようにあいていたと。それと、対岸のほうにつきましても、一部そのフェンスを抜いて通行できるようにということで、これは地元とのご相談のもとに設計をして工事をさせていただいたわけでございますけれども、完成を見たときに、7月の3日ですか、明石市のほうで沼の事故でお子さんが、小学生が3名亡くな

られたというような痛ましい事故がございまして、その後、広野2区の区長さんから、沼じりから見ると右側のあの道路がかなり急傾斜であり、また広いと。それで、かなりお子さんが遊んでいる姿が見られるというお話がありまして、危険防止のためにとにかくふさいでくれというお話を受けました。それで、私どものほうで、予算もそのときやりませんでしたので、コンパネを買って、当面とりあえず入らないようにという方法をとらせていただいております。

それで、あのままだとどうしても親しみというか、通行もできないというようなことございまして、今回の補正を組ませていただきまして、フェンスに扉をつけて、そのかぎを広野の区長さん、広野区のほうで管理していただき、そのようなことで話し合いを持って今後早急に対応していきたいと、このように考えています。

以上でございます。

○河井勝久委員長 柳議員。

○柳 勝次委員 わかりました。

一つ確認なのですが、先ほどのボランティアコーディネーターについては、考え方は22年度の中で、町長がもちろん出したわけですから、その考え方についての質問はいけないかなと思うのですが、どうなのでしょう。

○河井勝久委員長 22年度の考え方をということで。

○柳 勝次委員 いやいや、23年度に対してコーディネーターをつくってい

きたいということは、施政方針の中にあるわけですが、23年度の計画。それを22年度中に計画をしているのですから、どういう目的で計画をしたのか、どういう考え方でコーディネーターというものを設置してきたのか、それを聞いていることは間違いではないと思うので。

○河井勝久委員長 質問は、施政方針の中で23年度の予算に反映されているから、22年度の計画について、とりあえず考え方なので、そういう問題が起きたのかということ。それ答弁してください。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

ボランティアコーディネーターの件ですけれども、地域経営ということで地域の皆様方、そして業者のほうと力を合わせてまちづくりをしていこうという考え方で、嵐山町では養成を進めているところでございます。

そういう中で、ボランティアコーディネーターというのが以前嵐山町の人材登録というのがありました。何をやってくれる、こういうのができますよというようなこと。しかし、登録だけはしたのだけれども、なかなか需要と供給ではないですけれども、そういうような話がなくて、だんだん、だんだんしりつぼみになって終わってしまったというようなことがございます。

今回の場合には、一部の地域では福祉の関係で、地域の元気のいいお年寄りの人と、そしてそれをお願いをしたいお年寄りの人同士の人と人との絡み合い、交流をし合って連絡をし合って助け合いができるのではないかと

というようなことでアンケートをとったりしてやっているわけなのですが、なかなかうまくいかない。何がうまくいかないかというと、こういうことをやってやるよ、こういうことをやってもらいたいよという人がいるのだけれども、その間に入って裏方になってくれる人がいないのです。それで、町のボランティアの場合にも、こういうことはできるよ、こういうことをやってもらいたいよという間に入って、いろんな形で、そのこのところの事業を一つの事業として成立をさせる。その人が特にこれからは必要なのではないかなというふうに考えまして、ボランティアコーディネーターという方をお願いをいたしました。

そして、それに続いて現在では、嵐山町ですっと引き続いてやってきていただいているいろんなボランティアがございます。昨年だけではなくて、その前からもずっと続いてきているものがいろいろあるわけなのですが、それがそれぞれの課の中で埋もれてしまっているというところとちょっと語弊がありますけれども、なかなか表まで届いていない部分があるのですが、そういうものを全部改めて日の目が出るような形で1つのところに集約をして、そしてそのところに、今、回覧回っているのですが、ボランティアをお願いをする人が、できませんかというようなことで町民の皆さんをお願いしているわけなのですが、そのこのところに出てきた人にお仲人さん役、そして調整役、そしてどういことが問題になるのだろうか、どういことができないのだろうか、できるのだろうか、どうしたらいいのだろうかということを行政がやるべきこと、そしてボランティアの地域の皆様方がどういふうにしたらより参加しやすいの

だろうか、そういうような状況を、このお仲人さんといいますか、コーディネーターをやっていただくコーディネーター役、そういうことでお願いをしたところでございます。

○河井勝久委員長 それでは、柳委員の総括質疑は終わります。

では、次に清水委員、どうぞ。

○清水正之委員 まず最初に、全体的な問題として、私ちょっと不用額が、今回大きい不用額が出ている部分があるかなというふうに感じました。特に繰越明許や繰越額との関係があるから、そういうふうになっているのかどうかちょっとわからないのですが、委託費だとか需用額への繰り越しがちょっと金額的に大きい金額が不用額として浮いているかなというふうに感じたのですけれども、私、以前に、やはり不用額をできるだけ残さないで地域要望にしっかりこたえる、そういう形で補正も含めて組んでいく必要があるかなという話をしたことがあると思うのですが、その基本姿勢そのものはどうなのでしょう。特にその基本姿勢についてお聞きをしておきたいと思います。

そういう面では、管理委託の場合は、もう年度当初、4月、5月ごろまでにほとんど決定をしてくると思いますので、そういう部分についてはきちっと補正をして地域要望にこたえていくという姿勢が必要かなというふうに思うのですけれども、その辺の基本姿勢についてお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、2点目なのですけれども、先ほど施設の利用状況の話も出て

いたわけですが、スポーツ団体に比べて文化団体の利用が非常に少ないなというふうに思ったのですが、それは先ほどの話で無料の施設の場合もあるでしょうし、無料ということで計上されていない部分があるのかもしれませんが、スポーツ団体に比べて非常に文化団体の施設利用が少なくなっているような気がするのです。そういう面では、施設の有料化も含めて、いろんな形で利用しにくくなっている、そういう部分というのが出てきているのかどうかお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、3点目なのですが、住民のセーフティーネットをどういうふうに守っていくかという問題ですが、そういう面では国勢調査の結果がまだ出ていないということだったので、その部分については非常に残念だなというふうに思ったのですが、生活保護との関係では、受給者や相談窓口の人たちが随分ふえてきているというお話でした。そういう面では、県には緊急融資の貸付制度というものはあるのですが、どうしても5日から1週間ぐらいかかってしまうと。特に課長の話では、精神的な疾患での相談がふえてきているということから考えると、町単独の緊急融資的なものが必要に今なっているのかな。そういう部分での融資制度を設けていくと。そのことによって、生活保護にならない人たちにも貸し付けができるような、そういうものというのが今必要になってきているのかなという感じを受けたのですが、そういう面での融資的な制度である生活基金かな、そういったものは町にはあるのですが、そういうものを実際にそういう部分で使える

ようにならないかなというふうに思うのですけれども、その辺の考え方についてもお尋ねしておきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、要保護と準要保護の問題ですけれども、町の条例だと、学用品、給食費、修学旅行というふうにあるわけですが、先ほどの話と同じような話になるのですけれども、以前入学支度金の話もさせていただいたわけですけれども、この枠をもう少し拡大をして、例えば、これ例えばですけれども、体操着だとか、そういったものも含めて要保護、準要保護のそういう拡大ができないものだろうか、そんな感じを質疑の中で感じてはいたのですが、その辺についての考え方もお聞きをしておきたいというふうに思いますが。4点です。

○河井勝久委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、まず1番目の問題についてお答え申し上げます。

今清水委員お話しのように、以前もこのことについてはご質問を受けました。基本姿勢ということでございますけれども、それにつきましては不用額が生じ、そしてそれが補正に反映されて、それが早い時期であれば、また補正を組んで地域要望にこたえていくという基本的な姿勢はそういうふうに考えております。ちなみに今 22 年度の決算でございますので、執行率がどのくらいになっているかということで、今お話にありましたように、21 年度から繰り越したとか、22 年度にまたたくさんの繰り越しがされているということで、

なかなか数字だけとらえるとかなり額が多くなっています。それが現実です。決算書の歳入歳出を見ますと、執行率が82.2%です。これに、いわゆる繰り越し、前年度からの繰り越し、そして22年度に繰り越しをされた、それを除いてみますと97.8%です。ちなみに21年度が同じ方法で計算しますと98.2ということですから、0.4ポイントほど前年より執行率が下がっているというふうな結果でございます。したがって、70億を超える予算でございますから、それに対する額というのはかなり大きな額になるのですが、現実的にはそれなりの執行もされているのだなというふうに考えております。

ただ、先ほどご指摘のように、委託費等で不用額が高額なものが出ております。これは、いわゆる管理委託だとかというのは、そういうのは問題がないのですが、やっぱり事業費の委託の中で、先ほどちょっとお話が出ました東西線の関係で、やっぱり思うように進まずに、やむを得ず不用額になったものが2,000万円を超えているものが委託費でございます。そのほか、需用費なんかを見ても、最近やっぱり、例えば車はすべてリースになってきて、タイヤの関係だとかというのがほとんど要らなくなったというようなこともございまして、管理上の若干の不用額も出ています。いずれにしても、補正予算に対する予算編成方針というのはその都度出します。特に事業費等で100万円を超えたものについては、通例ですと大体12月のいわゆる補正予算のときに整理をするということを予算編成方針で伝えております。ただ、各課からは何十万のものも、これももう不用であるという

のが出てまいりますので、それは補正予算の審議のときに、ではこれは落とそうとか、そういう判断をしております。先ほど基本的に申し上げましたように、できるだけ額が確定したものは落とすべき人間に落として、それが時間的余裕があれば地域要望で取り残しになっている分等に充当していくというのは、これ必要なことかなというふうに思っていますので、これからも余りそういう面で指摘がされないように配慮していきたいなと基本的には考えています。

それと、施設の利用の話がございました。スポーツ団体に比べて文化団体等の利用が少ないのではないかなというふうなお話もございました。アイプラザ等の利用率なのですけれども、たまたま 21 年度と 22 年度に比べて、利用した団体が 3 団体ほど利用を休止したというのですか、そういう面でも下がっているものもあるようです。スポーツ団体については、比較的利用する施設も決まっておりますし、それぞれの団体が定期的にやっておりますので、利用率というのはそんなに下がってないかなと思っていますけれども、いずれにしても、施設で、アイプラザなんか、やっぱり駐車場の関係もございまして、なかなか一般的に利用ができづらいというのものもあるのかなというふうに思っています。ただ、せっかくの、先ほどもお話申し上げましたように、町の施設でございますので、利用勝手の悪いようなものがあれば、改めるものは改めながら、できるだけ多く方に利用しているように今後も考えていきたいなというふうに基本的に思っています。

それと、緊急融資制度のお話がありました。今お話しのように、埼玉県の社会福祉協議会が中心になって2つほど制度がございまして、それを町の社会福祉協議会を通じて申請をしていただいているということです。以前は、1カ月以上かかっていたというお話もございましたのですけれども、最近では長くても2週間程度で認可になるというふうな形でございます、したがって、その間の緊急的な融資をどうするかというお話でございましてけれども、今考えておりますのは、近隣の町村でもやっております町の社会福祉協議会の中に緊急の小口融資制度を来年4月から嵐山町もやっていきたいなということで、今社会福祉協議会のほうで近隣の町村を調べております。したがって、町であれば、なかなかまだ難しい面もあるのかなというふうに思っています、社会福祉協議会の中で、そういう融資制度を新たに4月から起こして緊急の融資を行っておるとというのが今の考え方でございます。ただ、なかなか先ほどお話のように、町の担当課のほうに毎日のように相談者が訪れているというのも事実でございまして、生活保護者世帯がふえているというのも事実でございます。したがって、その間のつなぎと申しますか、については何かの方策があるのではないかなというふうに考えています、先ほど申し上げましたように来年の春から社協のほうで本当の緊急のつなぎについてはできるように、今近隣を調べながら要綱を定めて、社協の理事会に諮っていききたいなというふうに今考えています。

以上です。

○河井勝久委員長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 4番目の就学援助制度についてですけれども、その根拠法というのは学校教育法に、経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助をするということで、国の補助を受けながら市町村も要保護、準要保護の認定をさせていただき、支援を、援助をさせていただいていると。先週の川口さんの質問の中のところで、要保護、準要保護の数がふえているのかどうかということで、ここ二、三年は急激な変化はないけれども、今後減ることはないだろうと。10年前ぐらいさかのぼりまして、平成12年度に認定した数が38名だったのです。それが22年度には100名になっているのです。ですから、約2.5倍ふえた。その理由は何たるやというのは、ご案内のとおりだと思います。要保護、生活保護にはならないけれども、それに準じた経済的に困難な子供に対しての準要保護、町ではさっき条例等の話がありましたが、要綱を定めまして支給の決定させていただいているというのが、具体的には学用品とか修学旅行費とか給食費とか入学支度金とありましたけれども、そういうものについて、毎年学校を通じて保護者にこの制度についてお知らせをして申請していただいているという状況です。

お話の体育着等などなど少し拡大はどうかということなのですが、町独自の事業としては、例えばかつて清水議員さんから経済的に困っている奨学資金の貸付についても拡大はどうかということで、十分とは言えない

けれども、拡大をさせていただいた。またその申請手続に成績証明書とか、そういうのも削除させていただきました。

そういう中で、待遇、例えば一つとっても、学校としてまちまちなのです。まちまちなのですけれども、それについて全額ではなくても、一部ではどうかというお話だと思います。本来これについては2分の1国庫負担がついたのです。それが税源移譲でなくなりまして、今申し上げたような援助の内容では、要保護児童生徒の修学旅行費だけは国庫負担になって、あとは実際は基準財政需要額の算定に入ってしまった、いわゆる国税化になってしまった。だから、一般財源事業と同じような形になっている。だからこそ、市町村の配慮だとか、そういうことで枠が広げられないだろうかという可能性はあると思います。県の市町村の教育長会、都市教育長会、市町村教育長会も、県にこの準要保護児童生徒への援助制度の新たな仕組みを国に働きかけてくださいというふうに現在お願いをしているところです。教育委員会だけで上げようか、下げようかというのがなかなかできないと思いますけれども、思いは同じであります。まず、その答弁、第一の答弁とさせていただきます。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 不用額ですけれども、基本的な考え方は町は変わってないというふうに感じました。そういう面では確かに繰越明許あるいは繰越事業等がかなり出ている関係で80%台になっているということですから、そういう点でも地域要望もかなり出てきていると思いますので、その姿勢、しっ

かり堅持して執行していただきたいなというふうに感じます。これは結構です。

それから、教育委員会のほうの関係ですけれども、審議の冒頭に税務課長のほうから町税が落ちているという中で、とりわけ特徴部分、要するに勤めている人たちの税額が落ちているのだと。税額落ちているということそのものは、一人一人の所得が落ちているのが一つと、それから勤めている人たちが少なくなってきたという部分があるのかな。それが生活保護との関係で失業のための申請ができていうふうにあらわれてきているのだと思います。そういう面では、緊急融資の場合は、来年4月からそういった制度をつくっていただけのことですから、その部分での対応というのは、もうとりわけ生活保護を申請するような人たちは、それこそ、もう財布に結局幾らも残金が残っていないような状況で相談に来ると思いますので、その部分について、これから随分改善されるのかなというふうに思うのですが、とりわけやっぱり教育委員会の部分については、そういう今教育長の答弁にあったように、そうした家庭がふえてきているという部分があるのだとすれば、町の条例である基準をもう少し拡大してもいいのかなと、そういう面では、今話がありましたように学用品や給食費や修学旅行だけではなくて、とりわけ準要保護の場合は、要保護の場合はある程度のものができると思いますけれども、準要保護の場合は町の裁量でしかないわけで、そういう部分の拡大はもう少しいろんな部分での活用が、拡大が図られないものかなと。さっき言ったのは、例えば体操着という形だったのですが、学校教育の中では

いろんな費用がそれぞれかかってくるわけで、そういった部分の拡大というものを、この3項目ではなくて拡大を図っていくというような考え方というのはないのでしょうか。

○河井勝久委員長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 考え方は、清水さんと全く同じであります。実は、学用品とか通学用品とか新入学準備金とか、あるいは支給が特化されているのが修学旅行、遠足等だとか、そういうものが果たして今援助させていただいている額で足りるかといったら到底足りません。給食費だとかこれは全額ですから、修学旅行費だとか特化されたものは大丈夫なのですけれども、一番課題は学用品なのです。お話の体育着も学用品の一つですよ、とらえてみれば。生活保護認定の、いきいき課で認定している、その子供たちには体育着、被服費としてここに支給されているのです、体育着については。それは、ごくわずかなものです、子供たち。

さて、そこで、ちなみに小学校、準要保護者の子供、1年間で幾ら学用品としてもらっているかといったら、1万1,000円なのです。これは、もともと国は、基準を定めた額で全市町村でやっているわけですが、月925円、それでは、いろんな清水さんがよくご存じのように、学校では学年会費とか教材費とか学級費とかという名目でいろんな教材費を使って徴収しています。月925円というのは、これはどうなのだろうと。国庫補助がここで抜けたということは、これも一つ教育長会としては要望しているのですけれども、な

かなかその実現は難しいと。ならば子供の実態を見て、援助制度がどうあるべきかという枠を広げるとしたら、学用品でということしか考えられないのです、修学旅行とかかかった実費負担でやっていきますから。そんなことも少し町とも相談しながら、どういう形ならできるのかできないのか、そんな形で少し相談させていただきたいと思います。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 22年度は、高校までは授業料無料ということであったわけです。ただ、公立の小中学校については、何ら国からの国の政策というか、そういったものが該当になってない。そういう面では、市町村の小中学校については、その部分が非常に国の政策として抜けてしまったかなというふうに思うのです。そういう点でのやっぱり救える部分というのは、この条例の中にある制度改正、条例を改正するという事で町で単独でできる事業かなというふうには思うのですけれども。そういう面では、今教育長そのもの、教育長は前向きな答弁というか、そういった姿勢を示していただきました。

そういう点では、子供の教育そのものも、国の制度、それから市町村がやる部分という部分は確かにあると思うのですけれども、先ほど言ったような、どう住民のセーフティーネットを構築していくかという部分では、非常に今生活そのものが、住民の生活そのものが大変になってきている部分があるのかなと。そういう点では、町の全体の方針として、企業誘致というのものも一つの方法になってきて、どう定職者をふやしていくかという部分が非常に

大切になっている部分はあるにしても、そういう個々の条例改正そのものを直していくことによって住民の生活が守られてくる部分があるかなというふうに思うのですが、早急にそういった条例改正も含めた考え方をもう一度お聞かせ願えればというふうに思うのですが。

○河井勝久委員長 どっちが答えますか。教育長でいいですか。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 私のほうでお答えします。

気持ちは清水さんと同じであります。ここの就学援助制度のお話で、今政策というお話がありましたけれども、この中で、例えばお隣の滑川町では給食費、これについて全部負担しましょうという、まさにこれは援助制度別にして、政策的なお話であります。町では子供の医療費、中学校まで無料化、これもまさにこの中で費用としての政策的なものが大変ありがたい。嵐山でやる時、そのまま、1,401名いるのです、子供が。これ全部町で持ちましようかといったら、1年間で6,200万超すのです。それは、もう到底無理な話です。そういった場合に、経済的な理由によって子供たちが、少なくとも惨めな気持ちにならないように配慮するという意味では、まさにお話のことだと思えます。繰り返し申し上げますけれども、町等と相談をしながら、何がどういう形でできるのか、そんなことも踏まえて検討させてください。

○河井勝久委員長 以上で、総括的な質疑を終了いたします。

これにてすべての質問を終結いたしました。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 討論を終結いたします。

これにより、議案第 38 号 平成 22 年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○河井勝久委員長 挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで暫時休憩いたします。午後の再開を1時 30 分。

休 憩 午前11時26分

再 開 午後 1時29分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○河井勝久委員長 第 39 号議案 平成 22 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

ここで報告をいたします。ただいま議題になりました案件に係る説明員中、税務課中村副課長につきましては、隣組にてご不幸があり欠席いたしてお

ります。かわって、税務課太田主席主査が出席しておりますので、ご了承願います。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括して行います。質疑のある方はどうぞ。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 145 ページになるのですけれども、全体的な問題なのですが、国保税の一般の平均、それから国保税の退職者の1世帯の平均、埼玉県内の市町村でのどの程度の平均値になっていて、嵐山町の国保税の一般、退職とも位置的にはどのようになっているか。それから、都道府県の中で国全体で見た場合、嵐山町はどのような状況になるか伺いたいと思います。

それから、150 ページになります。共同事業交付金と、もしあれだったらこのままでいきますけれども、歳入の共同事業交付金と歳出の共同事業拠出金が今回プラス・マイナスが反対になって、共同事業拠出金が4,500万円ほどふえたのですけれども、それは理由、嵐山で恐らく初めてぐらいのこと、19年から見えていて初めてぐらいのことなので、どのような理由になったのか伺いたいと思います。

それと、155 ページになるかな、医療費の全体のことになるのですけれども、1件当たりの医療費が6歳未満と、それから6歳から70歳、それから

70 歳から 75 歳それぞれふえていって、どこか1カ所だけ減っているところがあったと思うのですけれども、全体的に医療費が、1件当たりの医療費がふえているのですけれども、その理由を伺いたいと思います。

あと、嵐山町の国保の医療状況について、医療の疾病状況について伺いたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、1番目の質問にお答えいたします。

まず国保税の一般被保険者の1世帯当たりの平均ですけれども、16万2,393円です。それと、退職被保険者等の1世帯当たりの平均は18万4,222円、両方合わせた平均は16万4,634円です。それと、埼玉県の平均ですけれども、これは、まず組回国保を合わせた平均が17万4,737円、市町村平均が16万4,438円です。嵐山町の位置は、上から22番目になっております。

それと国全体での位置づけなのですけれども、資料がありませんので、これは出しておりません。

以上です。

○河井勝久委員長 新井町民課長。

○新井益男町民課長 それでは、共同事業交付金と、それから拠出金について、交付金についてかと思えます。

お尋ねの件は151ページ、一番下に共同事業交付金といたしまして、3,670万6,168円、それから次のページ、162ページの上段に保険財政共同安定化事業交付金、これが1億1,165万5,162円、共同事業交付金としてはこの2つをいただいているかと思えます。

それと、趣旨としましては、158ページ、一番下ですけれども、共同事業拠出金としまして1億4,621万8,433円という、この差のことについてお尋ねがあったかと思えます。それから、その上に共同事業拠出金としまして4,752万6,231円の拠出金があります。共同事業拠出金と、それから共同事業交付金、逆転したわけですけれども、平成20年より前期高齢者交付金としまして、それぞれの年度で前期高齢者交付金をいただいております。20年度が2億7,058万ちょっとです。21年度が3億2,676万4,759円、22年度に4億6,590万9,749円ということで、前期高齢者交付金をいただいている関係で共同事業拠出金、それから交付金のほうは、それをもとにそれぞれ算定数値の中で減ってきているという状況でございます。

それから、国民健康保険被保険者の医療費の状況についてのお尋ねですけれども、155ページの2款の保険給付費の中の一般被保険者療養給付費の表から分析されたのかなというふうに思います。これにつきましては、毎年度嵐山町の療養諸費、それから療養費ですね、一般退職を含めてですけれども、年度ごとに増加をしております。ちなみに平成20年度と平成21年度を比較しますと4,226万3,000円ほど増加しております。それか

ら、平成 21 年度と平成 22 年度を比べてみますと 3,972 万 1,000 円ほどやはり増加していて、2年続けて大体 4,000 万円近い自然増というか、伸びがあるわけです。その中で、平成 22 年度主な療養費の中の特徴的なものを申し上げますけれども、1件当たりの点数が 100 万円を超える高額な医療費、こういうものが平成 21 年度は 75 件だったのが、平成 22 年度には 119 件、200 万円以上の金額では 18 件だったのが 22 件、300 万以上が 7 件であったのが 9 件と、いずれも高額医療費が伸びているというような状況があります。その中で循環器系といったものが 21 年度は 4 件だったのが、22 年は 9 件、それから血液疾患、こちらが 21 年度は 4 件だったのが、22 年度では 7 件というようなところで、高額な医療費が特に平成 22 年度の特徴として見られるかなと。

それと、未就学児の関係でも、超低体重児というのですか、未熟児と俗に言われる方かと思えますけれども、その方の関係、1 件、3 カ月ほどありましたけれども、1 人の方で 913 万 6,000 円以上の支出をしております。そのほか、もう一人未就学児で、1 カ月だけだったですけれども、心臓病の関係で 340 万円以上の支出をしているというような状況もありまして、平成 22 年度の特徴としては、その 1 件当たりの金額が大きいもので、そういう特徴が見られたかなというふうに思います。

以上です。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 国保税の関係なのですけれども、前年度に比べるとそれぞれの平均が、国保税の平均がかなり下がっています。前年度は17万4,068円が16万2,398円、退職者が21万2,116円が18万4,222円というふうに、去年の答弁と比較しているのですけれども、そういった状況で、こんなに下がっているというのは確かなのか、ちょっと私もあれと思って見ているのですけれども、それはいかがでしょうか。それだけ。

○河井勝久委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えします。

先週にも住民税、個人住民税の関係でちょっとお答えしたと思うのですが、この国保税についても21年中の所得を使っております。ということは、この間申し上げましたリーマンショックの影響で、21年中給料が下がったりとか、あとボーナスが出なかったりとか、あと営業関係も所得が下がっていると、そういう関係が影響していると思います。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

川口委員。

○川口浩史委員 国庫支出金の件ですが、149ページから載っていますけれども、医療費が、給付費のところがいいかな、146ページの国庫支出金の。それで、昨年から比べますと下がっているわけです。医療費は、保険給付費をごらんいただきますとふえているわけですね。医療費がふえている

のに拠出金が減るという変な現象が起きているのです。これ何かご存じだったら、国のこういう方針でやっているの、これ下がっているのだというのが何かご存じでしたらちょっと伺いたいと思います。

それから、特定健診、160 ページ、去年のが 29.5%と受診率、今年説明の中でありましたけれども、27.7%ということで、1つは目標から見てどうなのかというのと、ちょっと下がり傾向にあるのでしょうかということを伺いたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 新井町民課長。

○新井益男町民課長 国庫支出金の関係ですけれども、前期高齢者交付金、先ほども申しあげましたけれども、65 歳から 74 歳までの方に対する交付金、これが年々ふえているわけですけれども、この方に関する医療費だとか、そういう部分を前期高齢者交付金で見られているわけです。そういう関係がありまして、国の療養給付費交付金や介護納付金や後期高齢者医療費支援金とかというのは、前期高齢者の部分を除いた考え方を持って交付される関係で減ってきていると。前期高齢者交付金が伸びている分だけ国庫支出金の療養給付費等負担金が減ってきているという状況だというふうに認識しております。

それから、150 ページの特定健診の関係ですけれども、平成 21 年度と平成 22 年度を比較しますと、平成 21 年度は計画人数 1,567 人で目標が

40%のところを実施人数が1,161人ということで受診率が29.63%でした。平成22年度につきましては、計画人口が2,015人ということで、目標が50%という目標だったのですけれども、実施人数が1,118人ということで受診率が27.75%に落ちています。それぞれ目標は1年ごと上げていかななくてはいけないのですけれども、現実には下がってしまっているという状況でございます。

以上です。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 国庫支出金の件なのですが、前期分を出しているからということですが、そうするとちょっと私も計算していなかったのですけれども、前期分を足すとトータルでは国庫支出金はふえてきているということ、ふえているのはふえていますけれども、よろしいわけなのでしょう、ちょっとその点伺いたいと思います。

それから、特定健診の受診率なのですが、そうしますと、これペナルティーがかかってくる問題があります。今のままでいってペナルティーはどうなのでしょう。ちょっとかかってくる可能性があるのではないですか。ちょっとご存じですか。その点でございます。

○河井勝久委員長 新井町民課長。

○新井益男町民課長 国庫支出金と、それから前期高齢者交付金の関係で、トータルで見ますと、前期高齢者交付金をもらっている関係で少しトータル

ルでは減っていると思います。その分を国が、国というか、県のほうで見ていただいているという部分のお金がありまして、151 ページをごらんいただきたいと思います。

151 ページの6款の県支出金の第2号県調整交付金、この中で専門職配置の経費、レセプト点検実施、それから人間ドック、医療費通知、その次に共同事業における拠出超過等に対して交付されたということで、共同事業交付金が拠出超過になっている部分を県調整交付金で面倒見てもらったという言い方はおかしいのですけれども、補てんをしていただいたのがここに2,235万3,000円ほどございます。

それから、特定健診の受診率が下がっている関係ですけれども、被用者保険と違いまして国民健康保険、なかなか被保険者の皆様に強制的に特定健診を受けろというようなことができない関係があつて、国全体としては目標を上げて年々受診率を上げていくという目標があるのですけれども、実際にはどこの市町村もこの受診率を上げるのに相当苦勞しているという実態がありまして、国が目指しているペナルティーはかけたときに該当しないような市町村が出てくるかどうかというのは逆に不思議なくらいなかなか特定健診の受診率が上がってないのかなというふうに判断しております。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

青柳委員。

○青柳賢治委員 先ほど高額の100万と200万、300万、人数、件数ですが、いただいたのですけれども、そのことについてちょっとお尋ねしますけれども、平成22年が119件と100万超です。それで、200万が22件ということなのですけれども、この119件を単純に考えたときに、年齢層といふかな、どのくらいの年齢層の人がちょっと多かったのかな、わかるかな、高額の。それと4分の1と4分の1と、高額で国と県のほうからかな、事業負担金というのが来るわけでしょうけれども、単純にこの100万超の人が1人いたときに、50万が国と県、町の負担になってくる分は25万円になる。それをお尋ねいたします。

○河井勝久委員長 新井町民課長。

○新井益男町民課長 高額医療費の関係ですけれども、ちょっと100万円の金額以上が119件ありまして、その年齢層についてはちょっと申しわけありませんけれども、調べてございません。200万円を超える22件については、未収額の関係が先ほど申し上げましたけれども、4件でございます。それから65歳以上の関係が7件ございます。この65歳以上の関係には前期高齢者交付金のほうに該当が来るというようなものがございまして、22件のうちの11件がその未収額と、それから前期高齢者に関係するもので、その残りの11件が一般分というふうにご理解いただければと思います。

それから、100万円の単純な25%かというご質問なのですけれども、今拠出金と交付金は、それぞれ国による算定率というのがございまして、それ

が前年度の費用を算定した、なおかつ調整率というものを掛けられて拠出金も交付金もそれぞれ数字が示されるものですから、一概にそんな単純なところではいかないというふうにご理解いただければいいかなというふうに思います。費用額がどのくらいかかるかというのをもとに拠出金を請求されているものですから、高額な費用がかかればかかるほど次の年度の精算では足りない部分を拠出超過というような形で計算される可能性はありますというふうに思います。

以上です。

○河井勝久委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうすると、結局、額がなかなか簡単には一概に言えないとおっしゃっているのだけれども、一つの目安としてさ、例えばこれ1件というのを1カ月というとらえ方でもいいのですよね、多分。それで、これ119件もふえているということは、かなりやはり町の負担になるわけです。それで、ではこの例えば119件があったときに、この100万の金額のところから、町でどのくらいの負担が出たのかということはわかりますか。今のだからさっきの、一概に言えないけれども、そういった高額のものに戻ってきたとして、町が負担しなくてはならない金額が出ていますか。

○河井勝久委員長 新井町民課長。

○新井益男町民課長 申しわけないですけども、そこまでの数字は今手元に持っておりません。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

清水委員。

○清水正之委員 1つは、短期保険証の発行枚数を教えてください。

それから、嵐山町の場合にとめ置きがあるのかどうか、あるとすれば何件ぐらいなのか。

それから、一般会計のほうの審議にもあったのですけれども、退職者がかなり出てきているかなというふうに思うのですが、未加入者というのは町はつかんでいるのでしょうか。もしいるとすれば、何件ぐらいになるのか。

同時に、短期保険証については、一昨年中学校までだったかな、22年度は高校生までもそれが拡大されたと思うのですけれども、保険証については高校生まできちっと全世帯に保険証が交付をされているのかどうか。

それから、未加入者の関係とも絡むのですが、非自発的失業者の軽減措置が国でとられていると思います。そういう面では、この軽減措置をきちっと活用ができたのかどうか、またその申し出そのものがあったのかどうか、あわせてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○河井勝久委員長 山下副課長。

○山下次男町民課保険・年金担当副課長 それでは、短期証の保険証の件数をとめ置きがあるのかどうかというご質問の関係につきましてお答えさせていただきます。

今年の3月の時点の資料でお答えをさせていただきたいと思いますが、

短期証該当世帯数が 177 世帯ございました。更新をしていただいた世帯につきましては 86 世帯でございます。未更新世帯が 90 世帯ございました。

資格証、短期証だけでよろしいですか、資格証の関係はあるのですが、そちらについては 15 世帯ございまして、更新 4 世帯に、未更新 11 世帯というような形になってございまして、未更新世帯についての方については、とめ置きといいましょうか、交付がされてない状況でございますが、お子さんのいるご家庭で高校生以下の方につきましては、すべて交付になってございます。

以上です。

○河井勝久委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、非自発的失業者についてお答えいたします。

この関係はハローワーク、または税務課でも広報等で周知させていただきました。平成 22 年度ですけれども、36 件、金額にして 276 万 2,500 円減額しております。

以上です。

○河井勝久委員長 新井町民課長。

○新井益男町民課長 未加入者の情報について町で持っているかということですが、基本的には個人の届け出がされない限りにおいてはわからないというのが実情でございまして、もし隣近所で失業した人がいるのだ

けれどもということであれば、すぐにでも届け出をしてくださいというようなお話をする以外に、町は特別未加入者の情報を持っているかという、持っていないというのが実情でございます。

それから、非自発的失業者の関係で税務課長のほうでお話をさせていただきましたけれども、なお非自発失業者に関して、税の軽減を行ったことに対するもの、それからシステム改修の費用に関して財政調整交付金、国庫支出金の中で、特別調整交付金の中で非自発的失業者に伴う税の軽減分で52万5,000円、それからシステム改修費用で157万5,000円、その費用をいただいております。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 すみません、私、聞き忘れたのかもしれないのですけれども、聞き漏れたのかと思います。とめ置きはあるのですか。

○河井勝久委員長 山下副課長。

○山下次男町民課保険・年金担当副課長 とめ置きがあるのかということでございますけれども、先ほど未更新世帯があるというふうに申し上げましたけれども、未更新世帯の方は更新されてませんので、とめ置きみたいな状態になっていると。ただし、その子供さんにつきましては、中高生以下の人につきましては、未更新世帯の子供さんにも配布、更新といいましょうか、保険証出していますので、子供さんに限ってはとめ置きはないという状況でございます。

以上です。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 そうすると、保険証を実際に持っていない人たちがおおよそ100件ぐらいいるのかな、短期保険証の未更新を含めて。同時に未加入者についても町は把握をしていないということなのですが、社会保険の継続を使っている人たちも、その中にはいるのかなとは思いますが、そういう面ではやはりこういう状況の中で一番心配されるのは、保険証がない、あるいは社会保険をやめたのだけれども、継続によって切れてしまっていると。多分3カ月ぐらいだと思うのです、継続が。そういう人たちに対する対応というのは、それこそ国のそういう部分では非自発的失業者の軽減措置をとってきたわけで、町は具体的には、そういう保険証を持っていない人たち、それこそ10割負担で窓口で医者にかからなければならないという中で、そういう人たちの対応をきちっと把握をし、また生活状況も把握をしながら、そういう人たちにどう対応していくかというのが重要になるのかなというふうに思うのですが。やはり短期保険証というか、実際に手元に保険証がない人たちの対応というのはどういうふうにとられていたのか。

○河井勝久委員長 山下副課長。

○山下次男町民課保険・年金担当副課長 未更新世帯の方の対応ということでございますが、こちらにつきましては、3カ月ごとの一応短期証ということで更新をお願いしているところなのですけれども、ですから1回更新に来ら

れなかったということになりますと、次の3カ月後、また通知を出して更新を
してくださいというようなご案内の通知を差し上げています。

以上です。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 税務課長のほうとの関係でもちょっとお聞きしたいのです
けれども、この短期保険証の未更新の、90件あると言われたのですが、こ
の辺の所得状況とか生活の構成状況とか、保険料の場合は人数が多くな
ればなるほど高くなるわけで、そういう家庭の状況というのはつかんでいる
のでしょうか。また、つかんでいるとすれば、どういう世帯がこういう世帯に
当たる。

○河井勝久委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それではお答えします。

特に滞納世帯が多いと思います。それと、申告もほとんどそういう世帯で
すので、していない状況です。いずれにしても、来たときには保険証更新の
ときには、1回税務課のほうに来ていただくのですけれども、先ほど山下副
課長のほうでも窓口のほうに来てないという状態なので、私どももそういう状
態になっております。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 討論を終結いたします。

これより第 39 号議案 平成 22 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○河井勝久委員長 挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時04分

再 開 午後 2時04分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○河井勝久委員長 第 40 号議案 平成 22 年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっており

ますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括して行います。質疑のある方どうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 県の会計状況というのはわかるのでしょうか。何か聞いていることはありますか。何か聞いていて、資料、何か来ているのでしょうか。

それから、嵐山町で、75歳以上の病気の特質といたしますか、そういう情報は来ているのでしょうか。

〔「老保」と言う人あり〕

○川口浩史委員 老保か。

○河井勝久委員長 老保のです。

○川口浩史委員 次に進んでしまいました。申しわけない。

○河井勝久委員長 新井町民課長。

○新井益男町民課長 会計状況につきまして、県に照会した状況について

.....

○川口浩史委員 いいです。

○河井勝久委員長 いいの。

〔「いいんだよ。要らない。違うんだよ。間違

えてるんだよ、質問を」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 いいそうです。取り消すそうです。

では、ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 討論を終結いたします。

これにより第40号議案 平成22年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○河井勝久委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時08分

再 開 午後 2時08分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○河井勝久委員長 議案第41号 平成22年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案理由及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。どうぞ。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 歳入でいうと負担金の.....これはどういうふうに言ったらいいのかな、わからないのですけれども、保険料になるのですか。特別徴収と、それから普通徴収とあるわけですが、多分、毎年毎年100人ぐらいずつふえているわけなのですが、特別徴収のほうがふえていって、普通徴収はだんだん減ってくる、人数的にも減ってくるのかなと思うのですが、その割合を伺いたいと思います。割合というか、その人数的なもの。

それと、後期高齢者の75歳以上の方の医療の内容についての情報は来ているはずだということなのですが、その点についてどのようになっているか伺いたいと思います。

○河井勝久委員長 新井町民課長。

○新井益男町民課長 それでは、保険料の関係ですが、平成22年度の特別徴収の件数が1,585件、平成21年度の特別徴収ですが、1,373ということで、特別徴収の件数がふえているというふうに数字上なっております。

それから、医療の状況でございます。埼玉県の広域連合のほうに照会を

したのですけれども、1年間まとめた資料というのは、広域連合では特に持っていないということで、パソコンを通じてデータだけを送られてきているというのが現状でございます。その中で、直近の、今年の8月支払い請求があった分、それから1年前の平成22年の8月に請求があった分、それについてちょっと調べさせていただきました。埼玉県の状態等も比較して、ちょっと答えたいと思います。

平成22年8月に嵐山町に請求があった分ということですが、疾病分類の中でいきますと、19の項目に疾病分類が分けられております。その中で、支払い金額、入院と入院外を合わせた合計の支払い金額が多いものの第1位が循環器系の疾病でございます。第2位が新生物でございます。第3位が損傷、中毒及びその他の外因の影響というような状況になっております。

平成23年の8月、ことしの8月の請求の部分です。やはり入院と入院外の合計の支払い金額の多い上位3つですが、平成22年度と同じように、1位が循環器系の疾患でございます。2位が新生物でございます。3位がやはり損傷及び中毒及びその他の外因の影響と、主に骨折の関係が、けがですね、その関係が第3位になっております。これが嵐山町の状態です。

埼玉県の平成22年8月請求の支払額、保険請求というのは、県の支払い金額、入院、入院外の合計の上位。1位は、やはり循環器系の疾患です。2位が新生物です。3位は腎臓関係ですか、腎尿路、生殖系の疾患という

やつです。

埼玉県は、平成23年8月請求分、上位1位、2位、3位、循環器系の疾患、新生物、腎尿路、生殖系の疾患、これは変わっておりません。

以上でございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

清水委員。

○清水正之委員 保険料の関係なのですけれども、なかなか保険料は、実際幾らになっているのだという部分が認識されてない部分があるかなというふうに思うのですけれども、一昨年、それから昨年は保険料下がったと思うのですけれども、保険料が幾らになっているのかをまずお聞きをしたいというふうに思います。

それから、未納者がいると思うのですけれども、全県的には資格証明書あるいは短期保険証という該当にはなっていない部分の人たちが多いと思うのですが、嵐山町の未納者の場合は、そういう措置がとられるような機関になっているのでしょうか。最高どのくらいの期間の未納者がいるのでしょうか。

それから、もう一つ、先ほど県の資料が来ているみたいな感じを受けたので、県の財政安定化基金が幾らぐらい残っているのか。年度末で幾らになるのかわかったら、教えてもらいたいというふうに思います。

○河井勝久委員長 新井町民課長。

○新井益男町民課長 後期高齢者医療保険料についてのお尋ねでござい

ます。後期高齢者医療保険料につきましては、2年間ごとの見直しが行われるということになっておりまして、所得割率につきましては、100分の7.75%でございます。均等割額と所得割額と2つでできているわけですが、均等割額につきましては、4万と300円という金額でございます。

それから、滞納者の関係ですけれども、174ページに収納の状況という欄が入ったと思います。特別徴収につきましては、未収額がゼロです。普通徴収の現年分ということで18万6,750円。このところで、現年分の未納の方が5人いらっしゃいます。滞納金額の区分で申し上げますと、1万円以上2万円未満の方が1人、3万円以上4万円未満の方が2人、4万円以上5万円未満がお一人、5万円以上10万円未満がお一人ということで、5の方が未納でございます。

それから、その下の過年度滞納分でございます。過年度滞納分が23万6,390円ですけれども、こちらにつきましては、やはり金額でお示しますと、1円以上1万円未満の方がお二人、1万円以上2万円未満の方がお一人、2万円以上3万円未満の方がお一人、4万円以上5万円未満の方がお一人、5万円以上10万円未満の方がお二人という形で、合わせて7人の方で、23万6,390円という金額になっております。

それから、未納の関係で、短期証あるいは資格証の発行がしているかということかと思っておりますけれども、それについては発行措置はとられておりません。

それから、何年前から滞納しているかという点については、ちょっと把握はしておりませんので、大変申しわけないですが、よろしく願います。

それから、県が持っている基金が、現在高が幾らあるかということについては、承知しておりません。

よろしく願います。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 去年の後期高齢者については、民主党政権が新制度に移行するということで検討を始めたわけだったのです。結局それを4年間引き延ばすということで、そのまま後期高齢者医療制度そのものが残ったというのが、去年のこの後期医療の内容だったわけです。

そういう点で、1つ保険料なのですから、平均月額が幾らになっているのでしょうか。去年は、後期の保険料については、この安定化基金を使って県は引き下げたという記憶があるのですけれども、そういう面でもちょっと基金残高だけ、後でいいですから調べて教えていただきたいというふうにも思うのですが、よろしく願います。

○河井勝久委員長 新井町民課長。

○新井益男町民課長 1人当たりの保険料の金額についてもちょっと算定しておりませんので、後でお示ししたいと思います。すみません。

○河井勝久委員長 ほかにございませすか。

〔発言する人なし〕

○河井勝久委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○河井勝久委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 41 号 平成 22 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○河井勝久委員長 挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで暫時休憩いたします。おおむね 10 分。

休 憩 午後 2時21分

再 開 午後 2時33分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○河井勝久委員長 第 42 号議案 平成 22 年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。質疑のある方はどうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 182 ページの要介護認定者の中で、独居老人の方というのは何人ぐらいいるのか伺いたと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

要介護認定者数のうち、独居老人の数というご質問でございますが、大変申しわけございません。独居老人の数につきましては、把握をしてございません。

以上でございます。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか。でも、いるのはいるというふうに認識してよろしいのでしょうか。

その方たちの生活、特に買い物だとかごみを捨てるだとか、そういうのは介護度によって違うのかなと思って、そこのところ当てはまる介護度というのはどのぐらいなのか。それ以下の人は、当てはまらない人は、ごみ捨てはないのか。どうやってごみを捨てているのか聞きたかったのですけれども、

いかがでしょうか。

○河井勝久委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

要介護あるいは要支援を受けている方の日常生活面での援助ということ
でのご質問かと思いますが、こういった認定をとられている方につきましては、それぞれケアマネージャーがついております。そのケアマネージャーがそれぞれの方の状況に応じたケアプランを作成をし、必要に応じてホームヘルプ、居宅介護、こういったものを派遣をして日常生活の援助をしております。当然この中には買い物の援助をしたり、あるいは日常生活面で必要とされるごみ出し、こういったことについてもホームヘルプのほうで実施が可能かというふうに思っております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 183 ページに、サービスの未利用者というのがあるわけです。こういうところで、現実には漏れている人というのがあるのだと思うのです。なかなかやっぱりサービスを受けたくても受けられないというところの、そういうところをカバーしてほしいということ、これは後で、後でって、私引き続き議員やればなのですからけれども、聞こうと思っていたのですけれども、そういうこのサービス未利用者で、独居老人という人もいますわけですね。ちょっと確認だけでいいです。

○河井勝久委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

このサービス未利用者の中で独居老人がいるかというようなお問い合わせでございますが、これ先ほども申し上げましたが、認定者数のうちで独居老人がどのくらいいるのかということも把握しておりません。それと同様に、未利用者の内訳について、独居か否かということについては調べてございません。ただ、この未利用者につきましては、やはりいろんな経緯があって認定をとられるというふうに思います。多くの方は例えば認定をとり、住宅改修をする、あるいは福祉用具の給付を受ける、貸与を受ける、こういったサービスをお使いになって、あとは家族の介護等を受けながら、ご自宅で生活をされている。よって、施設利用あるいは居宅のサービスの利用ということはないという方も多いというふうに聞いています。あるいは、実際に入院されている方が、その入院中に医療機関の勧めもあって介護申請をするというふうなケースも多いというふうに伺っております。そういった方につきましては、退院時にかなり回復をされて、在宅にあってサービスを使う必要がないという方も多いかというふうに思います。

以上でございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 191 ページになります。居宅サービスの人で、介護度

前の利用率と平均的な1カ月の利用料を伺いたと思います。

それと、介護保険未利用者の増加ということなのですが、先ほどの話になりますけれども、182、183 になってきますけれども、未利用者は、介護度、要支援1で 38 人、要支援2で 35 人、介護1で 29 で、あと介護保険の3とか4とか5とかいうのは多分、病院に入っていらっしゃるというふうを考えているのですけれども、未利用者のことに関しては、やっぱりどのような形か、やっぱり独居とか2人とか、前回もその質問はしているのですけれども、同じような質問を去年も私のほうでしているのですけれども、それを把握できていないというのは、やっぱり問題なのではないかなと思うのですけれども、その点について町長はどのようにお考えなのか伺います。わかりません。去年もおととしも同じ質問をしているのだけれども。

○河井勝久委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 大変申しわけございません。1つ目の質問をちょっと把握できませんでしたので、もう一度申しわけございません。

○河井勝久委員長 渋谷委員、説明だけしてください。

○渋谷登美子委員 居宅サービスの人で、介護度前の利用率と平均的な1カ月の利用料というのはどの程度になるのかということです。要支援1、要支援2も含めて。

○河井勝久委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 大変失礼いたしました。それでは居宅のサ

一ビスの利用率につきまして申し上げます。

介護度別に申し上げます。要支援1の方、これは43.4%、要支援2が40.4%、要介護1が44.0%、要介護2が55.6%、要介護3が63.4%、要介護4が55.5%、要介護5が50.2%、合計をいたしますと52.5%の居宅サービスは利用率というようになります。

それと、利用料の平均というお話でございます。これも介護度別に申し上げます。要支援1の方が2,159円、要支援2の方が4,201円、要介護1の方が7,301円、要介護2の方が1万840円、要介護3の方が1万6,956円、要介護4の方が1万6,982円、要介護5の方が1万7,991円でございます。

以上です。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 各人によって、多分利用の仕方というのは違うと思うのですが、100%使っていらっしゃる方というのはどの程度いらっしゃるのでしょうか。それぞれに、多分100%使っていらっしゃる方と、それから10%とかいろいろ使い方があると思うのですが、100%使っていらっしゃる方というのは、多分独居の方とか2人とか、そういうふうな感じになってくるのかなと思っているのですが、それはどのように把握されているか、わかりますでしょうか。

○河井勝久委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

こちらで把握をしている中で、居宅介護サービスを100%お使いになっている方はいらっしゃいません。

以上でございます。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません。そうすると、使う頻度が多い方というのは、どのくらい。例えば平均で、一覽でいきますと居宅介護で介護度5で

50.2%だから、かなり家族の方が相当苦勞されているのだなと思って。介護度3だと63%ですよね、平均の利用率が。一番頻度が高く使われている方というのはどの程度使われていて、100%利用できない理由とか、そういうふうなものはあるのでしょうか。大体2万円以下で抑えるように皆さん考えていらっしゃるのかなというふうには思うのですが、そういった経済的な問題と利用勝手の悪さというものはあるのか。

○河井勝久委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

この100%使っていないということと経済的な関係はということだと思っておりますけれども、先ほどの答弁の中でもお話をさせていただきましたが、このサービスを利用するについては、その方の必要度に応じてプランを立ててやっていきます。当然ご本人さんにとって必要とされるものをお使いになっているというふうにこちらとしては考えておりますので、決してそこに経済

的な問題があって制限をしている、100%までは使っていないという形はないのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

清水委員。

○清水正之委員 先ほどの未利用者との関係なのですけれども、今度の介護保険制度の中で民主党がやった事業仕分けの対象になっておる部分があるのです。それは、地域支援事業と介護予防事業が事業仕分けの対象になったわけですけれども、その影響というのは、未利用者の中で出てきている部分があるのかなというふうに思ったのですが、事業仕分けの中で削られたものというのが、実際にサービス利用の点等も含めてどういう形で出てきているのか、もしわかったらお聞きしたいというふうに思います。

それから、もう一つは、協会けんぽと組合健保が保険料の値上げをしたと思うのですけれども、2号被保険者の交付金がそれにどういう形で反映されてきたのかどうか、あわせてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○河井勝久委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

まず、1点目の事業仕分けの影響で、どんなふうな削減がされたかというようなことでございますが、大変申しわけございません、この件に関しましては把握をしておりません。

2点目の協会けんぽ、組合健保の保険料の値上げの関係でございます。
2号保険料にどのような影響があったかということでございますが、ご承知のとおり介護保険制度につきましては、全体の必要とされるものの2分の1を保険料で賄うと。その保険料については1号被保険者が20%、残りの30%分を2号被保険者という形で、もう割合が決められております。会社の協会けんぽ、組合健保の値上げをしたとしても実際、町、この介護保険会計に対する影響というのは、それは給付費、そういったものが変わらなければ影響がないというふうに考えております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 事業仕分けの関係ですけれども、国のほうから事業に対する費用対効果を国は求めていくというふうに言っているわけですけれども、町のほうから国あるいは県から、地域支援事業や介護予防事業に対する、そういった指導というのが来たのでしょうか、それだけ。

それと同時に、確かに保険料については事業量によって2号被保険者の金額って変わってくると思うのですが、そういう面では、事業そのものが削られた部分があったのか。そういう点では、町の事業そのものは、事業が拡大になっているのですね、介護保険についても。一般事業から介護保険事業に切りかえた部分があったと思うのですけれども、そういう部分での事業費用というのは多くなってきて、介護保険の事業というのは多くなってきたと

思うのですけれども、その部分で2号被保険者の交付金というのがふえて
いる部分というのはあるのですか。

○河井勝久委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、事業仕分けの関係で、費用対効果について国から何か指導的な
ものがあつたかというようなお話でございますが、そういったものは、県から
はなかつたというふうに把握しております。

2点目の地域支援事業と一般事業の変更があつたということなのですが、
それに関して2号被保険者の保険料については、双方とも割合は
30%ということで、率は同じになっておりますので、影響はないと思います。

以上でございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

青柳委員。

○青柳賢治委員 185 ページなのですけれども、収納状況ですけれども、
普通徴収の中に収入未済額というのが約247万7,000円ほどありまして、
前年と比べると少しは減っているのですが、もちろん調定額が減っています
ので。どうなのでしょう。その下にある滞納繰り越し分が1,030万円ほど
ありまして、これまたかなりの金額になっていくわけですが、この年齢
のようなもの、例えば介護保険だから、当然75歳とか65歳とかあるわけだ。
そういう年齢である程度、滞納している人たちの年齢というのはわかるかね。

すみません、わかりますか。

○河井勝久委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

年齢の区分につきましては、申しわけございません。把握してございません。

以上です。

○河井勝久委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうすると、では現年の未済額になっている人たちが、その前の年も滞納繰り越し分になっているという人の割合というのはわかりますか。

○河井勝久委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

この現年分の滞納者の人数は、総数で72名いらっしゃいます。うち前年分だけの滞納者が21人でございます。したがって、51名の方が滞り繰りし分もあるというふうに把握しております。

以上です。

○河井勝久委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうすると、またかなりの人数がここにふえてきています、21人も。それで、やはりそういった方の年金ないし所得というものは、かなりここにある所得段階ですか、どのような段階に入ってきますか。

○河井勝久委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 現年分だけの 21 人の所得段階については、大変申しわけございませんが、ちょっと集計しておらないのですが、72 人の内訳について申し上げたいと思います。

所得段階 1 から 8 までございまして、1 段階の方がお一人、2 段階の方が 11 人、3 段階の方が 4 人、4 段階の方が 32 人、5 段階の方が 10 人、6 段階の方が 7 人、7 段階の方が 6 人、8 段階の方がお一人、以上で 72 名ということでございます。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○河井勝久委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○河井勝久委員長 討論を終結いたします。

これにより、第 42 号議案 平成 22 年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○河井勝久委員長 挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時57分

再 開 午後 3時00分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○河井勝久委員長 第43号議案 平成22年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括して行います。質疑のある方はどうぞ。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 総括的に伺います。下水道事業の長寿化計画というのは、昨年、基礎調査をなされたわけですね。そして、その長寿化計画についてある程度の基礎調査が、22年度はそれに基づいた事業が実施されたりしていると思うのですけれども、その点について伺うことと、どのような点で行われていたかということと、それと下水道の耐震計画、耐震化率についてどのくらい進んだのか伺いたいと思います。

もう一つ、それと下水道会計の会計化についての準備、昨年もやっているのですけれども、それについてはどのくらい進んでるのか。もうそろそろ下水道も、建築に関しては終結になりますよね、公共下水道自体は。ですので、移行していくのだと思いますが、それについての準備はどの程度進んでいるのか伺います。

○河井勝久委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 答えをさせていただきます。

長寿命化でございますが、長寿命化につきましては、志賀2区地内を対象にやらせていただいております。布設管の状況あるいは人口等の今ある現在の状況ですか、それを見まして、将来的にどこまで今の状況で使っていけるのかというところの検証をさせていただいております。

それから、耐震化の関係でございますが、これにつきましては人工の取り付け部分のところの可動性というのですか、直接、排水管をコンクリートで固めるのではなくて、そこに可動性のあるゴム製のもので接続をしていくと。そういうふうな形のものを現在は採用をいたしておるところでございます。そのような形でやっておるところでございます。

なお、最近ございました液状化とかという、そういうようなことの心配もあるのかなと思うのですけれども、嵐山町においては、液状化の対策につきましては、特別な対策を講じなくても大丈夫な地域。地域的には一部データでいきますと、部分的にそのようなところがあるというふうなことの表示がされ

ているのですけれども、現実的にはそういうふうな状況にはないというふうな判断をさせていただいておりますので、液状化の対策というのは、今のところはとられていないということでございます。

それから、下水道が建設事業が収束をしていって、その後の企業経営の関係……

〔「企業会計」と言う人あり〕

○大澤雄二上下水道課長 企業会計の関係ですね。それは、法適用の企業というか、そういうことでよろしいでしょうか。

〔「その準備ということで」と言う人あり〕

○大澤雄二上下水道課長 それにつきましては、今、具体的に、この年度でこうだという、そこまでのご検討はさせていただいておらないのですけれども、いずれはそのような時期が来るのかなと。

埼玉県におきましては、下水道局というのができまして、企業会計を22年度から取り入れをしておりますので、市町村においても現実にやられている市町村もございますし、そういうふうな時期が来るのかなということで、これから、さらにそういうふうな勉強をさせていただいて、そういうふうになる時期が到来すれば、そのように対応をしていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 公共下水道の長寿化計画の基礎調査というのは昨年したわけですね。その結果に基づいて、嵐山町では、計画はつくらないで、その都度やっていくという形だったのですか。私は、見ていたら、進捗をきっちりやっていながら長寿化計画を進めていかないと、特に、志賀2区に関しては老朽管が多いと思いますので、その点についてどの程度進んだのか。

公共升を、升の改善をするということで、志賀2区の場合は、540カ所あるのを順次改善していくというふうな計画だったと思うのですが、それについて今年度はどのくらい進んでいるのかというふうなことを伺ったつもりだったのですが。

そういった問題があって、それともう一つ、耐震化としてはどのくらい進んでいるのかということです。

もう一つなのですが、下水道会計の公会計化というのをずっと質疑している問題なのですが、小澤さんが課長のときに下水道管の台帳を整備した段階では、そのような形になっていくというふうに言われていて、下水道管の台帳というのは整備されてきたのか。どの程度されてきているのかということをお伺いすれば、そうするとわかるのかなと思うのですが。

この問題に関しては、町全体としては取り組んでなくて、課長、課長によって答弁が違ってきてしまうのでは困ると思うのですが。

○河井勝久委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

公共ますの志賀2区地内の水洗の進捗率の関係でございますが、22年度におきましては、287カ所を整備をさせていただいております。それで、今までに546カ所の整備が終了したということで、546カ所の整備、平成12年から実施をさせていただいているのですけれども、12年から22年度までに合計で546カ所終了させていただいております。

それと、耐震化はどのくらいかというお話ですけれども、耐震化につきまして36%という、今現在、22年度現在でそういうことになっております。

下水道台帳の整備がどのくらい進んでるのかというお話ですけれども、下水道台帳につきましては、21年度の整備をしたものまで、前年度のものまで台帳化をして管理をさせていただいております。事業を終わって次年度の前半には整備をするというようなことで、毎年、事業が進捗した分だけ台帳も整備がされていくということで、整備の当初からの分は台帳化をして管理をさせていただいております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、特別会計のところについて私のほうからお答え申し上げたいと思います。

今、委員さんおっしゃるように、特別会計から、いわゆる企業会計、公会計制度へいくというのは、一定の時期が来たらという話だからと思います。

先ほど、前の課長が下水道台帳が云々というお話がございましたけれど

も、ちょっとその辺は少しニュアンスが違うかなと思っています。多分、いわゆる下水の管網というのですか、ハード面がそれなりに終わった段階でという話だったと思います。下水道台帳については、当然、工事が終われば翌年に下水道台帳を整備をするという形でそれぞれ整備はされていきますから、全体的な面整備がある一定のところになったら次の段階に、いわゆる維持管理費等になっていきますから、そういう段階で公会計だったというふうに私は思っていますけれども、いずれにしても全体を見ても来年度、川島地内、そして平沢の各線の残されたところ、こういうものが一段落する段階に来ております。ただ、川島地内の都市計画道路の平沢の川島線というのがまだ未整備で一つの課題になっておりますから、その近辺というのは、ここ幾年かで決まりがつくという段階ではないのかなというふうに思っています。したがって、どこで公会計制度に移っていくかというものについては、少し研究しなければいけないのかなというふうに思っていますけれども、いずれにしても、そんなに先によらずに公開制度の導入というのは必要なのかなというふうに思っています。

以上です。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 前年、21年度に行いまして、そうすると長寿命化基礎調査というのですか、公共下水道長寿化基礎調査というのは、ずっと続いていたものをトータルとしてやっていったので、長寿化基礎調査の任期、基礎

計画というか、ある程度どのような形で進めていくかというのは、計画は立てられなくて、その都度その都度やっていくというふうな形になっていて、平成12年度から22年度までに546カ所のますを変革したというふうな形で見るということで、基礎調査については基本的な計画みたいな形では立てられていないで、これからも進めていくというふうに理解していいのですね。

それともう一つ、公会計に関して私が理解が不足していたのかもしれませんが、下水道管の台帳を整備するという形で一度見せてもらったことがあるのですが、下水道管整備の台帳が古いので、まだ下水道管がきっちり台帳としてなっていないので、下水道管の台帳をつくっていかないと難しいというふうに言われていたので、毎年毎年下水道が終わったら、そうしたら、それは下水道管整備台帳というふうな形で整備されてきていて、そのことというのは、今まで私が理解してきたことというのは全く違うことであるというふうに考えていいのですね。それで、建設計画がすべて終わった段階で公会計のほうに移り、そして、それについての準備はまだ進んでいないということで考えていいのですね。それだけです。

○河井勝久委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

長寿命化計画の調査をし、計画を立てて公共ますの修繕等を行っていくのではなくて、計画なしで調査に基づいて修理をしていくのかというお尋ねだと思うのですが、今のところ長寿化計画につきましては、例えば志賀2

区地内も全面的に改修をしていく、新たに再整備をしていくというようなときには、長寿命化調査なり計画なりというものを示した上で、再整備の補助事業を実施するのには、この調査をして、その結果に基づいて再整備をしていくのだというようなことにならないと補助の対象になっていかないのだと、そういうふうに言われておるようでございますので、計画的には、再整備の事業を始めるときに、その辺の計画を立てていくのかなというふうに思っています。ですので、その調査結果に基づいて升の修繕を実施をさせていただいているというのが実態でございます。

以上です。

○河井勝久委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 下水道台帳のお話ですけれども、先ほど申し上げましたように、工事が終われば下水道台帳の整備をすると、それは道路の整備台帳と同じようなことなのですけれども、したがって、いわゆる管道網といえますか、下水道が100%完成してから公会計へ移っていくと言うたと。それは、やっぱりいつものことやらという話だと思うのです、細かい場所を考えていると。

先ほど申し上げましたように、特に川島の、平沢川島線沿いというのが今後いつ、あそこが着手ができて、下水道が最終的に決まりがつくのかなというのは、今まだ、はっきりしておりません。したがって、先ほど申し上げましたように、来年度あたりで全体的な面整備の一定の整備が終わってくるの

だなというふうに思っていますので、しからば、では公会計制度をいつ導入していくかというのは、どこかで判断をしなければいけないかなというふうに思っていて、100%完成するまで待つ必要ないのではないかなと基本的には思っています。したがって、その事業の進捗を見て、どこかの時点で公会計制度に導入していくのが、やっぱり費用対効果と申しますか、そういうのをしていくには、はっきりして、公会計のほうがいいわけでございますので、どこかの時点で判断をしていこうかなというふうに今のところ考えています。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

柳議員。

○柳 勝次委員 2点ばかりお聞きしたいのですけれども、説明書の211ページに需用費の中の修繕料というのがあるのですけれども、この表を見ますと、菅谷の№1マンホール場1号機ポンプ緊急修繕という形で今年の6月にやって、その後また12月に、3段、4段ぐらい下に、すっかり同じ内容で修繕しているのです。浸水検知室、汚水除去ということで。これ半年ぐらいでそんなに壊れてしまうものか。修繕というのだから、何か壊れたのだと思うのですけれども、何か根本的に、もっと原因があるのではないかと思うのです。とすれば、それを取り除かないと、また半年後にこういう修繕が出てきてしまうかなというような気がするので、内容をちょっとお聞きいたします。

それから、もう一点は、その下のほうに、これも私何回か質問しているのですけれども、下水道使用料の徴収業務委託、これが約 462 万円、出ているのですけれども、考え方とすれば町全体の話ですから、行ったり来たりという話にはなるのですけれども、水道のほうの状況を見てみますと、かなり努力されて、経営内容もいいです。ですから、ぜひこれをもっと少なくするような形で検討してもらいたいということを前から言っているのですけれども、昨年か一昨年、近隣の市町村が大体このぐらいだから、今 200 円ぐらいか、1件あたり。ですから、少し減らしたいようなお話しをしたのですけれども、その辺を検討されたのかどうか。

それで、これも毎回言うように、下水道のほうには一般会計から 1,800 万円ぐらい繰り入れしているのです。ですから、一般会計の負担を減らす意味でも、この辺についてご検討されたかどうか。

この費用、水道のほうを見てみますと、検針委託料というのは、やはり同じくらいそっくりなのです。461 万円ぐらいなのです。そうすると、水道のほうは、検針についてはすべて水道のほうで賄ってというような判断ができるのですけれども、もちろんこの検針委託料が、検針料がすべてではないかとは思うのですけれども、いずれにしてもその辺検討されたかどうかお聞きいたします。

以上です。

○河井勝久委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

初めのマンホールポンプ菅谷の№1号の1号機の修繕の関係でございますが、22年の6月と22年12月、半年間に2回ほど同じ内容での修繕をしているということなのですが、この状況につきましては、ここに事業内容のところに記載させていただいておりますけれども、水中ポンプなものですから、当然、汚水の中に常に入っております、そのポンプに水が侵入しますと当然、電気系統等が支障が出るわけございまして、そこが重大な故障になる前に、浸水検知室というものがそのポンプに設備としてついておるわけですが、そこに水が、汚水が侵入してしまった場合には、その時点でポンプを引き上げて点検あるいは修繕を行うために、そのように設備がついておるわけですが、その汚水の浸水が始まるというのですか、危険状態になりますよということが半年間の間に2回起きてしまったということで、2回の修繕、短期間ではありますが、修繕をさせていただいたものでございます。

なお、このポンプにつきましては、当初導入をしたのは平成の16年度にポンプの入れかえをしておるものでございます。ポンプにつきましては以上でございます。

次に、下水道の使用量の徴収委託の関係でございますが、これにつきましては、今現在、消費税込みの1件あたり210円ということで徴収、委託費を水道事業に支払いをしているという内容のものでございます。最近、この辺の委託料の検討について、以前にもご質問いただいたということでござ

いますが、その後、検討等しているのかということですが、以前は委員も同額程度ということだったようでしたが、22年度の近隣の状況につきましては、例えば小川町については、確かに嵐山町より定額115円程度ということと、片や滑川町においては260円という概算的な調査をしてみますと、そのような状況にはなっているのが実態でございます。こういうふうな状況でございますので、委員さんお尋ねの今後その辺について検討はということですが、それについても検討はしてみたいなと、そういうふうに思っておきます。

それと、徴収委託料が462万何がしの費用を水道事業に払っているわけですけれども、水道のほうも検針委託費用が461万9,000円ということで、同じくご審議していただきます水道事業の行報告書の中で確かに記載をさせていただいておるのですが、これにつきましては、水道部門の金額につきましては、検針の委託のみということの金額の表示をさせていただいておりますので、たまたま下水から水道に委託料を払う額とほぼ同等額になっておるわけですけれども、実際に下水道収入の徴収業務委託の中には、収納あるいは徴収等の業務もそのほかにございますので、この検針委託費用と表示をした、ここだけではなくて、そのほかにも費用を委託料に支払いをしているというのが実態でございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 柳委員。

○柳 勝次委員 ポンプの修繕のほうなのですけれども、たまたま半年とい

う感じですよ、日にちまで同じぐらいになっておるのですけれども。ということは、定期的にこういう点検しなくてはいけないのかどうかということと、あるいは16年度に入れかえしているということでは、老朽化して、こういう形になっているのか。もし定期的にやるのでしたら、本当はわからないのですけれども、修繕料という形ではないほうがいいのではないですか。もし半年単位でこういうことをやっているということだとすれば、例えば点検料とか維持費だとか、そういうふうになるのかなというふうに思うのですけれども、偶然にこういうふうになったのか。先ほども言ったように、もしあれから半年以上たっていますけれども、ことしになって起きているのかどうかかわからないのですけれども、根本的にもし原因があるとなれば、その辺について検討していったほうがよろしいのではないかなというふうに思います。

それから、委託料のほうは、確かにおっしゃるとおり私もそういうふうには感じていました。収納業務だとか、そういったことは職員の方たちがやっておられるということなのではないでしょうか。

以上です。

○河井勝久委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えします。

ポンプの関係ですけれども、これは定期的ということではなくて、偶然こういうふうな期間の中でそういうふうなことが起きてしまったと、そういう結果でございます。

それで、ポンプにつきましては、そのページの委託料というところに、2段目のところ、表の2段目ですけれども、マンホールポンプの保守点検あるいは1番上の段には清掃というのがありますけれども、それにつきましては点検、保守点検については、これで実施をしている中で、こういうふうな故障が起きてしまう、そういう結果でございます。

次に、下水道の使用量の徴収委託の関係ですけれども、これにつきましては、徴収業務等につきましても業者委託の部分でやらせていただいております。業者に委託している部分の内容を申し上げますと、水道のほとんどが関連してまいりますけれども、内容的には検針と、あと通常の皆さんがお使いになるとき、あとは使用しなくなるときの開閉栓の業務、それからポンプの検針業務、それに収納、徴収、未納者の徴収等、あとは精算の徴収というふうな部分も、それと受付業務、窓口への受付業務も委託として出しております。ちなみに、事業につきましては3カ年の長期契約で実施をさせていただいております。22年度の委託金額としますと、総額で1,447万9,500円という金額で委託をしているものでございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 柳委員。

○柳 勝次委員 ポンプのほうは、偶然にそのぐらいのときで故障してしまったということなので、先ほど言ったように、根本的な原因は特にはないのでしょうか。決算のことなので、そのことについて聞くのは答えられないということ

ならいいのですけれども、その後もう10カ月近くたっていますから、その後こういった要因で起きていないのかどうかお尋ねいたします。

それから、検針委託費用、収納業務とか何か、受付とかいろいろの業務を業者をお願いしているというふうなお話なのですけれども、受付はいずれにしても未収納のところを収納をお願いしていくとかというお話もありましたけれども、なぜこれが検針委託に入っていないのか、その辺がどういうふうに分けているのか。何か検針に関してのことは、すべてここに委託費用、水道のほうになってしまうからそっちで聞きましょう。

では、ポンプのほうだけお願いします。

○河井勝久委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えさせていただきます。

その後は、今現在、同じような故障は起きておりません。正常に稼働しているというのが今の状況でございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

川口委員。

○川口浩史委員 212ページの流量計なのですが、2台買ったということですが。去年は5台買っていたという報告だったと思うのですが、そう書いてあるのですけれども、違っているのかな。5カ所って書いてあるのだ。ごめんなさい。5台違う、5カ所。全体を、5カ所を計画してやるということによろしいので

すか。花見台と志賀2区を昨年やって、今度2カ所というのはどこにつけたのか伺いたいと思います。それで5カ所でよろしいのかどうか。

それから、市野川流域下水道の維持管理なのですが、課長の説明で、使用水道の増という説明をしたというふうに私のほうに書いてあるのですが、水道の総配水量を見ても、昨年から比べると減っているのです。有収水量はふえているから、有収だけを見ればオーケーなのですけれども、それだけで昨年と比較してふえたというふうに言えるのか。やはり不明水の問題が大きいのではないかなというふうに思うのですけれども、そうことはないのか伺いたいと思います。

それと、東日本の地震の関係で、下水道被害というのはあったのかなかったのか。もしあったとすれば、どの程度だったのか、伺わせていただければと思います。

○河井勝久委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 答えさせていただきます。

流量計でございますが、流量計は22年度に2基、可搬のものですが、それを購入をさせていただいたものでございます。測定箇所につきましては5カ所かということでございますが、私、5カ所というのは、これを購入した経過というのは、不明水の除去を確認をするために可搬で、場所を変えて測定ができればということで購入させていただいたものでございまして、この5カ所、志賀2区ではなくて、もともと工業団地の中の排水量を、通常ですと、

下水の排水量につきましては水道の使用量に基づいて、排水量として徴収をさせていただいておりますけれども、この中の企業の中には認定水量で、水道の使用水量ではなくて、実際に水が商品化にされて出荷されてしまう。そうすると、当然排水として出てこない、そういう企業がありますので、それについては、企業から申請をしたときに、申請をいただいて業種あるいは制度等によって、いわゆる水が商品になってくる部分の量が違いますので、その部分のところを申請をいただいて町のほうで承認をし、一定水量あるいは一定率で徴収させていただいているところもあるわけですし、不明水については業者に委託をして、系統的に調査をさせていただいて、ある程度、幹線、管路のごとに不明水の多そうなところを、ある程度の大枠でつかむものですから、その辺のところをもう少し詳細に確認をさせていただいて、実際に承認水量よりも量が多かったり少なかったりということがあつたらば、そのように是正をしていきたいという目的に使わせていただいたので、この5カ所というのは工業団地の対象となる企業のところに排水ケーブルの中の5カ所をやらせていただきたい、そういうふうなことです。詳細にいくと箇所数はもっとふえる可能性もありますし、そういうふうなことかなと思っております。

次に、下水道の使用水量の関係ですが、これにつきましては、委員さんのご質問のとおり、私、最後説明のところでは有収水量の増加により処理水量がふえた、というふうなご説明をさせていただいたかと思うのですが、

有収水量については、使用料の部分が確かに有収水量のお話になるかなと思うのですけれども、私の説明が的確ではなかったのかなと思います。排水量、流域下水道に払う料金としては流域下水道に流れ込んだ量ということですから、不明水を含めて、お金にならなかった部分も含めてもそういうことになっているのかな、そういうふうに思っております。

なお、不明水量につきましては、有収水量と総排水量という量の比較をしますと、約9%ほどが不明水量ではないかなと、そういうふうに推測ができるところでございます。

あと、最後に、震災のときの下水道の施設に被害があったかというお尋ねですが、これにつきましては災害の調査確認をいたしましたところ、幸いにも嵐山町においては被害がなかったと、そういうふうに確認をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○河井勝久委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○河井勝久委員長 討論を終結いたします。

これにより、第43号議案 平成22年度嵐山町下水道事業特別会計歳

入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○河井勝久委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで暫時休憩いたします。おおむね 10 分。

休 憩 午後 3時40分

再 開 午後 3時52分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○河井勝久委員長 第44号議案 平成22年度嵐山町水道事業決算認定
についての件を議題といたします。

既に、本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わって
おりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。質疑の方、どうぞ。

青柳委員。

○青柳賢治委員 報告書の15ページ、経営分析資料の中の有収率です。
これは、報告もいただいたときに93.29ということで、町にとっても本当によ

くて、ありがたいことだなと思いました。それで、今までが 88.31 ぐらいのところ、前の年はもっと少ないわけですが、85.80。かなりの率で改善が得られたわけです。その背景というか、ここまで上がってきた要因というものは、どのように町として考えていらっしゃるのか。それを1つお尋ねします。

○河井勝久委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

有収率の件でございますが、前年度より有収率が上がっている。その要因はということでございますが、これにつきましては水道の配管、老朽化しているものを、今はダクタイル鋳鉄製のものを主体に布設替えし、さらには耐震管が使用できるところはなるべく耐震性能の高いものということで、より漏水、破損の頻度が軽減になるような、そういうふうなものを積極的に布設替えをしてきたということが大きな要因かなと、そのように考えております。

○河井勝久委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうすると、特にこの 22 年度の工事の概要にありますものが、そういった 22 年度のいい数値になってきたということになるのかと思われませんが、特にそのように今おっしゃっていただいた部分の積極的にそれを工事というのですか、布設をしたような場所というのがある程度おわかりでしたら教えてください。

○河井勝久委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 積極的に、先ほど私申し上げたような配管、資材を使ってのところということですが、特にここがということはないのですが、全体的にそのような管種を使っておりますので、老朽管の更新あるいは管網の整備というところにそういう材質のものの配管をさせていただいていくということで、毎年工事をさせていただくところは、そのときによって路線を選んで実施させていただいていますので、全町的に工事をするときには、そういうのをということで、特にそこだけを集中的にやったかという、そういうことではないのかなと思います。

それと、あと集中的にというお話ですけれども、市内については当初は石綿管を主体に実施させていただき、配水を行ってございましたけれども、そこについては何年かかけて、過去でございますけれども、そこについては集中的に石綿管の廃止に向けて集中的に事業を実施させていただいたという、そういう経過はございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうすると、今おっしゃった資料の石綿管というのは、そういう場所というのはまだほかにも相当あるものなのですか。今、志賀2区地内の場所でやられた工事というふうな.....

○河井勝久委員長 すべてそれはもう3年ぐらい前に修理全部終わっている。委員には全部説明されているわけなのですからけれども。

○青柳賢治委員 では、聞き方変えます。

そうすると、有収率がここまで上がってきた、そのもととなるこのいろいろな、今言ったいろんな工事の内容、そういったものはほぼこの 22 年度である程度めどがついたというような形で思っているのですか。

○河井勝久委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 答えさせていただきます。

まず、すべてが終わったということではなくて、まだ先ほど言ったような材質になるもの、かなり入設をされたものというのも相当数まだありますので、今年度もそのようなところも入れかえ、布設がえをさせていただいておりますので、今後も当然まだ、当分の間、そういう入れかえをしていくところは全町的にあるのが今の状況でございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 ページは言わなくてもと思うのですがけれども、上下水道の耐震化率、22 年度でどの程度になったか伺います。

○河井勝久委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 答えさせていただきます。

22 年度で耐震化率はどのくらいかというご質問でございますが、耐震化率といいましても、水道の配水管の中でも幹線管路、重要な幹線管路があるわけですが、嵐山町においては、口径が 250 ミリ以上を幹線管路と

して位置づけております。その耐震化率について回答させていただきたい
と思います。

幹線管路の延長が現在 24.1キロ、嵐山町にはございます。そのうちの
15.9%が耐震管で整備をされた部分でございます。全体の数字をちょっと
ここに持ち合わせてないのですが、恐らく3とか2とかという、そのくらいのパ
ーセンテージぐらいにしかならないかなと思っております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

柳委員。

○柳 勝次委員 参考資料ありますよね。水道事業報告書の参考資料、こ
のページで12ページにあるのですけれども、先ほどちょっと言いましたけれ
ども、非常に今お話ありました有収率が上がったということ、そういうこともあ
るのかなと思うのですけれども、この下のほうに純益が9,700万円、15%
これ伸びているのです。いいことなののですけれども、有収率が上がったため
にこれ伸びたのかどうか、その原因についてお尋ねいたします。

以上です。

○河井勝久委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えさせていただきます。

純益が15%近く伸びているのは、有収水量の関係かということですが、
有収水量が前年度と比較しますと3万3,047立方メートルほど伸びており

ます。これによるものだと自覚をしているところであります。

以上であります。

○河井勝久委員長 柳委員。

○柳 勝次委員 有収量は伸びていましたか。有収量はそんなに伸びていないような気がしたのですけれども、有収率が上がっただけかなというふうに感じたのですけれども、ほかにも原因があるのかどうかということを知りたかったのです。

先ほど言ったように9,700万円という大きな数字が出ていますから、下水道のほうで質問したことをきちっといただければと思うのですが、これは質問ではありません。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○河井勝久委員長 もう一度言ってください。

○柳 勝次委員 2番目に言ったのは質問ではありませんと言ったのだけれども。

最初の質問は、先ほど言ったように配水量が伸びてなったというようなお答えだったのですけれども、私は有収率が伸びたので、こういうふうには利益が出たのかなという解釈したのですけれども、まだほかにこの15%も伸びた理由があるのならば教えていただきたいということなのです。

答弁は要りませんよと言ったのは、非常に利益が努力のおかげで出て

いるから、下水道のほうで質問した内容についてよろしくお願ひしたいと、そういうことを言ったのです。おわかりでしょうか。それは、答弁は要りませんよと言った。

○河井勝久委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えさせていただきます。

有収率以外に原因があったということですが、それにつきましてはちょっと、私も特別に、それ以外で特にとというのは見当たらないというか、そういうふうに考えております。

○河井勝久委員長 柳委員。

○柳 勝次委員 最初の答弁が、有収量がふえたというようなお話をされたと思ったのです。だけれども、実質的に言うとこれ有収量ふえてなですよ。有収量ではない、配水量。そうか、有収量が、率が上がったから有収量がふえたという考えます。わかりました。了解です。

以上です。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 ちょっと今の質問と重なる部分になるのですが、3条予算の中で9,700万の利益が出ている。具体的にはその配分が2,320円、それから7,380万円という形で、減債積立金と改良建設積立金に積み立てられるということになるのだと思うのですが、損益勘定留保資金も含めて積立金残高がどのくらいになっているのかお聞きしておきたいと

思います。

○河井勝久委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えさせていただきます。

積立金がどのくらいあるのかということでございますが、積立金、その補てん財源という、そういうトータル的なお話でよろしいのですか。そうしますと、まず減債積立金、これを説明させていただいていますが、1億 3,350 万円、建設改良積立金につきましては、1億 184 万円、未処分利益剰余金が先ほどの利益剰余金ですが、5万 9,718 円、内部留保資金が6億 8,875 万 2,960 円、それと引当金、これ修繕引当金ですけれども、3億 176 万 5,777 円で、トータルしますと13億 2,291 万 8,455 円となっております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 業務報告書の2ページのところで、配水量及び有収水量とあるのですけれども、21 年が 300 万余りありますよね、立方。22 年度は下がっておりますけれども、この下がった理由は。教えていただきたいと思えます。

○河井勝久委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えさせていただきます。

21 年度と22 年度比較をして配水量が少なくなったのはなぜかということでございますが、これは先ほどもちょっと説明をさせていただいておりますけ

れども、老朽管の布設がえ工事等で、材質の以前よりはよいもの、漏水もしくいというふうな材質に変えてきたこと等によりまして、毎年漏水調査というのを自宅でやらせていただいているのですけれども、そういう中でも見つからない部分の地下漏水といった部分もかなりあるのだらうと思います。そういうものが管を新しいものに変えていくことによって、それが防止がされてきたのが、こういうような結果になっているのかなと思います。その減っている中でも、水量の分析をした部分があるわけですが、無効水量、当然お金にならない部分の水量が、前年度よりも18万8,000立方程度減になっておりますので、そういうふうなところが要因なのだと、そういうふうな漏水がしにくくなる管に変わりつつあるというところだらうと、そういうふうな分析をしておるところです。

以上でございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

松本委員。

○松本美子委員 報告書でお願いしたいのですけれども、4ページなので、収納率の関係ですが、年々ここに比較が出ていますから減ってきているということで、一応よかったかなというふうには感じています。

それにしても、1,743万6,000円ほどの未収額がありますけれども、この内訳につきましては低所得か、あるいは高齢世代か、あるいは会社の関係で大口があるのか、その辺の内訳を答弁いただければと思います。お願

いします。

○河井勝久委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えさせていただきます。

未納の方についてですが、これにつきましては滞納といえますか、特に長期間滞納というのですか、そういう経済的な理由の人もいらっしゃるのだと思うのですけれども、そういう個々の方の累積がこういうふうな結果というのですか、かなりの。特別損失のところでも、16年度で処分をさせていただいておりますけれども、そういうふうな形で、かなりの方が納めていただけていない。

それと、徴収等に、先ほどの委託の中で徴収業務をお願いしているというお話をさせていただきましたけれども、それも日常、夜間も含めて頻りに徴収作業をやっていただいておりますけれども、なかなか収納していただけないというところがございます。ただ、収納につきましては、未納者については小まめに訪問させていただいて、たとえ1期分が、全額でなくても、例えば半額でもというふうな形でもいただけるような形に努めておるわけですが、いかんせん、こういうふうな結果で、まとめますとこのような大きな数字の未収ができていくというのが実情でございます。これにつきましても、この表には平成17年からののが載せておりますけれども、3年、4年たつてくると、それでも99.8%とか、そのなりの収納率まで上げてきているということも、努力をさせていただいているということもご理解をいただければと思

うのですが、今後もそのように努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 松本委員。

○松本美子委員 答弁していただいた点につきましては納得しているつもりですけれども、私の質問が少し悪かったかなというふうな答弁の関係を考えますとなるかなと思いますけれども、私の質問の内容的には、低所得の方が未納なのが多いのか、あるいは大口で、例えば自営とか会社とか、いろいろありますけれどもそういった方面なのか、一般家庭の方が延納者が多いのかと。一生懸命努力してもらっていることが、この表からいっても、22年度と23年度を比べれば減っていますから、わかっていますけれども、その辺のところの分け方というのでしょうか、そこをもう一回お願いします。

○河井勝久委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 失礼しました。未納者の内容でございますが、実際には自営の方もいらっしゃいます。それと、一般家庭の方で、滞納者の中には、その辺経済的に大変だと思われる方もかなりの人もいらっしゃいます。基本的には、一般家庭の方の滞納というのが大部分を占めているという状況でございます。

〔「数字はわかりますか。数字もちょっと聞いて

てみたいんですけど、その。例えば大口

で、わかっていたら低所得者がどのぐらい

だったというのか。それはわかんないんで

すかね」と言う人あり]

○大澤雄二上下水道課長 すみません。そこまだ、数値的に割合までちょっと仕分けというか、ちょっとしていないのが現状でございます。申しわけございません。

○河井勝久委員長 松本委員。

○松本美子委員 それでは、未収額、滞納の関係ですけれども、分けて3点ぐらい聞いたのですけれども、個別的にはわからない、一般家庭が大体占めているでしょうということですが、金額的には、現時点で、決算ですから、22年度ではどのくらいの、各自営にしても一般にしても、金額がどのくらい多い方が一番多いのでしょうか。1点、すみません、お願いします。

○河井勝久委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えさせていただきます。

22年度の単年度で個人でどのくらいというのはちょっと集計がされてないものですから、過去の、以前からの滞納、累積で申し上げますと、一番多い方ですと、100万に近い方、そういう方も中にはいらっしゃいます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○河井勝久委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○河井勝久委員長 討論を終結いたします。

これにより、第44号議案 平成22年度嵐山町水道事業決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○河井勝久委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

◎閉会の宣言

○河井勝久委員長 以上をもちまして、決算審査特別委員会に付託されました決算議案7件の審査はすべて終了いたしました。

4日間にわたりまして、慎重審議大変お疲れ様でした。また、松本代表監査委員、安藤監査委員、岩澤町長を初めとする町理事者の皆様には、大変ご多用のところご出席をいただき、まことにありがとうございました。

なお、決算審査特別委員会の審査報告につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 では、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後 4時18分)